

令和4年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和4年6月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月15日午前9時0分宣告（第3日）
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一 3 番 山 本 隆 史                      5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み                      7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田                      勝                      9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪                      和 子                      1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長                      西 脇 洋 貴 副 町 長                      植 田 充 彦 教 育 長                      岡 弘 明 総 務 部 長                      西 岡 勝 三 住 民 福 祉 部 長                      寺 口 嘉 彦 事 業 部 長                      巳 波 規 秀 教 育 部 長                      川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史 総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘 住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育 健 康 保 険 課 長                      乾                      充 喜 福 祉 こ ど も 課 長                      岡 田 康 裕 観 光 産 業 課 長                      酒 井 智 志 都 市 建 設 課 長                      竹 吉 一 人 教 育 委 員 会 総 務 課 長                      浦 井 久 嘉 観 光 産 業 課 参 事                      島 野 千 洋
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長                      藤 本 佳 利 主 幹                      高 橋 恭 世 主 査                      大 文 字 睦 美
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

令和 4 年 6 月 1 5 日 ( 水 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	2 番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平群町における学校の環境づくりについて</li> <li>2 コロナ禍の状況で、平群町独自の包括支援について</li> <li>3 平群町での商工業者支援について</li> <li>4 平群町の未来像について</li> </ol>
7	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 だれもが安全に外出できる町づくり</li> <li>2 可燃ゴミの減量促進について</li> <li>3 盛土事業に伴う急激な車両の通行増加について</li> </ol>
8	8 番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「特定農業振興ゾーン」設定について</li> <li>2 竜田川からの浸水対策について</li> <li>3 クビアカツヤカミキリの被害について</li> <li>4 ウクライナからの避難民の支援について</li> </ol>
9	7 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続を</li> <li>2 櫛原山林のメガソーラー開発について</li> <li>3 山林や農地の盛土などの造成工事について</li> </ol>
10	1 番	岩崎 真滋	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水素社会に向けて平群町の取り組みについて</li> <li>2 信貴山 i センターについて</li> <li>3 道の駅の駐車場について</li> <li>4 平群の自然を活かした政策について</li> </ol>

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。連日、御苦労さまでございます。

井戸議員より、体調不良のため欠席する旨の報告がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号2番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○2 番

おはようございます。2日目のトップバッターとして、頑張って質問させていただきます。発言番号6番、議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問は大きく4点、第1番目に、平群町における学校の環境づくりについてです。

6月に入り、新しい学級にも慣れ、教育現場を束ねる先生方も指針を持って教鞭を執っていただいていると感じています。また、近年のコロナ禍の状況で、勉強以外の様々な課題をこなし、子どもたちを導き、指導してくださることに本当に感謝申し上げます。

昨今の子どもたちの教育環境は、GIGAスクール構想、ICT教育とすさまじいスピードで変化し、考えながら学ぶという時代に入り、私の幼少期の頃と大きく変わり、社会のトレンドも世界中からリアルタイムで知る時代となりました。教育委員会も、子どもをお預かりする立場から、事故などが起きないように細心の注意を図りながらの指針をお示しをいただいていると考えますが、平群町の小中学校の管理、運営も、本町の現場環境に準じた施策が子どもたち、先生方に必要と考えます。

以上の観点から質問させていただきます。

1、教員の働き方改革や技術指導について。

2、中学校の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン。

私の質問の趣旨は、平群町で教育を受けることで子どもたちが生き生きと暮らし、笑顔あふれる日常を続けていけることで、子育て世代を呼び込む一手となると考えるからです。他の市町村と同様では、残念ながら注目されにくいと思わざるを得ません。現状と今後の施策をお答えください。

続いて、2点目です。コロナ禍の状況で、平群町独自の包括支援についてです。

本町は、近隣市町と比べ高齢化率が高く、子育て世代人口が少ないことが問題視されています。時世柄ウィズコロナを基調に、住みやすさ、優しさをアピールするよい機会と考えます。本町の実情をお聞かせください。

1、健康づくりと地域の医療・介護体制。

2、地域が支える子育て・福祉環境づくり。

3、高齢者福祉サービスの充実。

続いて、3点目です。平群町での商工業者の支援についてです。

近年のコロナ禍の状況で、平群町で行われてる農業、商工業産業は大きなダメージを受けています。原油価格の上昇により、冬季に必要な加温は、ハウス温室で生産している農業従事者の負担経費になります。給付金などの一時金もありますが、経営基盤の衰弱につながります。本町の農・商工業の経営基盤強化に対する支援についてお聞かせください。

それでは最後、4番目です。平群町の未来像についてです。

本町は、令和4年度からまち未来推進室を新たに発足しました。先日、バラ園の作業中に、平群町の住民の方と少しお話をさせていただきました。初老の方で、野生の鳥の写真を撮るために三脚を担ぎ、望遠レンズでのぞき、オリジナルの視点から趣味として撮影されているとのことでした。平群に居を構え、長い年月になると教えていただきました。いろいろな話の中で、よい町だと思うが、道路状態が悪く、歩きにくくなったとお話しされていました。

まち未来推進室は、平群の明日を考える集団と考えます。コロナ禍の状況で様々な課題を克服し、首都圏の自治体を対象とした「街の幸福度（自治体）ランキング2021」では、埼玉県比企郡鳩山町が1位に選ばれました。関西圏では、兵庫県明石市のように、人口を増やしている自治体もあります。各担当課においては、それぞれの事業を展開し進めていることは理解できますが、集約し、点と点を結び線になっていないように感じてなりません。魅力ある平群町になるための施策をお聞かせください。

以上4点です。どうぞ明快な御答弁よろしくお願いたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の御質問の大きな1項目め、平群町における学校の環境づくりについてお答えさせていただきます。

1点目の教員の働き方改革や技術指導についてのお尋ねですが、まず教員の働き方改革についてですが、この件に関しては、これまでも議員より様々な角度から御質問いただいております、その都度、教育委員会では学校現場の把握や、教員の働き方改革の貴重な御意見として参考にさせていただいております。

まず、先生方が授業や学習指導、授業カリキュラム、学校行事や部活動指導、授業参観、保護者面談など、多岐にわたる年間行事の下、日々の業務に追われ、勤務時間や気持ちにゆとりがないのではないかと御心配、課題となっているのではないかと。また、ICT教育など時代の変化に応じた新しい教育への対応など、先生方の授業や学習指導に関する技術指導の質や内容の向上が求められており、課題となっているのではないかとのことです。

本年度も「笑顔でつながる平群の学び」をスローガンに、学校教育の方針を策定しており、ICT教育、SDGs、外国語教育、保育業務のICT化などの多岐にわたる教育の目標を掲げ、子どもたちが確かな学力を身につけ、発達段階に応じた健やかな成長につながるよう、教育委員会、学校、園が連携して取り組んでおります。

教員の働き方改革の面では、校務支援システムの導入運用、ICT教育環境を活用した効果的、効率的な授業の実践、会議時間の短縮、学校休業日を設けるなど、勤務時間、校務負担の縮減などにより、教員がゆとりや余裕を持って業務に取り組めるよう取り組んでおります。

教育の質の面では、町教育委員会では教員を対象にしたスキルアップ研修として、ICT教育や学力向上など、その都度の課題、ニーズに応じた研修を開催し、県教育委員会が開催する研修等への積極的な参加も促しております。

次に、2点目の中学校の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについてのお尋ねですが、国は、学校の部活動を段階的な地域移行の方針を示しております。先般、6月6日ですが、国のスポーツ庁に対し、この地域移行の課題について、提言書が提出されたとの報道がありました。教育委員会としても、この部活動の地域移行については大きな課題であると認識しており、国や県の方針等に基づき進めていくこととしており、本年度、部活動の在り方などについて、関係機関との協議を行うことを予定しております。

教育委員会としましても、様々な教育の課題について、学校、園、関係機関

と連携し、子どもたちの学び、成長のため、また教育を支える教員や地域のため、前向きにチャレンジ精神を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。私は、何度も子どもたちの学びを守るという意味で、教育に関係するところを質問させていただいてるんですけども、教育長を筆頭に「笑顔でつながる平群の学び」、本当に大事なことやと思うてます。僕も今日、朝の登校の子どもの姿を見る機会がありまして、傘を持って子どもがタブレットを、小学生の本当に低学年の子が持って歩いてた。あの姿を見たときに、皆さん、歩道のところで旗持ちしてる方も、雨の中、傘を差しながら一生懸命やってくれてる。僕は教育長を筆頭に人生の先輩方がみんな協力して、教育現場を筆頭にやってくれてると。ああ、よかったなど。子どもたちがもっともっと平群町で学びたいという意味で、今回、多様化されたスポーツ、放課後の面や学校の登下校の話は今例にして話させていただいた。

教育長、申し訳ないですけども、これから教育現場というのは多様化の時代で、午後からも外へ出ていく子どもたちがたくさんいてるんです。社会環境づくりを、最後、教育長を筆頭に責任を持ってやっていただかないといけない。そんな時代に来たと僕は思って、今回質問をさせていただきました。教育長、申し訳ないですけど、この環境づくりについて、最後一言、御答弁願えますか。お願いします。

○議長

教育長。

○教育長

ただいま長良議員がおっしゃるように、本当にスポーツの分野、そして学習の分野等、いわゆる教育環境が、また教育の在り方が根本的に刻々と変わろうとしている。そのような時代になってまいりました。今後とも、保護者や地域の意見を聞くとともに、教育現場や関係機関としっかりとタッグを組み合わせながら、新たな教育課題にチャレンジをしていきたい、このように思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

長良議員。

○2番

唐突で、教育長、申し訳ありませんでした。僕はね、本当に平群町がにぎわ

いのある温かい、子どもたちがたくさん住んでくれるまちづくりに、教育は本当に大事やと思います。その社会づくりに人生の先輩方もどんどんどんどんボランティアとして参加していただき、安心安全な教育現場をつくっていただけますように、どうぞよろしく願います。僕はこの質問については、これで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、長良議員の大きい2項目めの、コロナ禍の状況で平群町独自の包括支援についてお答えいたします。

まず、1点目の健康づくりと地域の医療・介護体制については、健康寿命延伸に向けた取組として、保健、医療、介護の視点から、フレイル予防の一体的な取組を行っており、関係課や地域包括支援センターと連携し、包括的な支援を行っております。また、重症化予防を目的とした個別的支援や集団的支援を組み合わせても行っております。

2点目の地域が支える子育て・福祉環境づくりについて、「互いに支え合いながら安心して子育てできる町」を基本方針として、へぐりのびのび子育てプランの計画を推進しております。今年4月には、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等への支援について、関係機関が連携し支援の強化を図っています。また、子育て世代へは高校卒業まで医療費の無償化を行う町独自の支援を行っております。

3点目の高齢者福祉サービスの充実については、介護だけでなく、医療や介護予防、生活支援など一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進しております。外出支援のデマンド型の乗合タクシー、緊急時の連絡手段の緊急通報サービス事業、地域での安心見守り事業など、高齢福祉サービスを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。この二、三年、ウィズコロナでどうしようも出にくいところから、だんだんだんだん今社会に人が出ていって、交流がまた元の時代の二、三年前に少しでも近づいていくように、社会は回り始めてます。この中で、今答弁いただいた中のことは、全て平群町が一生懸命やってるの、僕はいろんな形で人生の先輩方の話から聞いております。ただ、その中で、う



ちの平群町はこんだけやっていますよと言うて、聞いてきて、やっとなんていうところがまだまだ多いと思います。

僕の今日の一般質問のテーマは、点と点をつないで線にしていく。やはりこの福祉のことも、介護のことも皆さんやってらっしゃるのはよく分かるんですけど、もうちょっとアピールするっていうんかな、上手にやっていただけたらいいなと思ってます。間違っているかもわかりませんが、コロナの1回目、2回目、3回目の注射は物すごいスピードで平群町はやってくれました。ほかの市町村に比べてもよかった。だから安心できた。この心根を平群町の住民の方に知っていただくのは、部長を筆頭に福祉の分野やと思うてます。どうぞ申し訳ないですけども、このやり口、プラスアルファをこれからも続けていただきますように、どうぞよろしくお願いします。僕はこれで答弁は物すごく満足しました。これで結構です。ありがとうございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、長良議員御質問の3項目め、平群町での商工業者支援についてお答えします。

原油価格の高騰に伴い、多くの事業者がその影響を受けています。そのような中、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や、事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰分が創設されました。町内でも多くの農業者が影響を受けています。特にビニールハウス、ガラスハウス等の農業用施設の加温設備を使用して経営する施設園芸農家は、経費に占める燃料費の割合が非常に高く、特に影響を受けやすいと考えております。拡充されたこれら交付金を活用し、農業従事者の経営支援の観点から、平群町独自の支援策を検討してまいります。

また、商工業者に対しては、中小企業者等事業継続支援金として、個人事業者に5万円、法人に10万円を交付しており、令和2年度では、個人126件、法人76件、合わせて202件で1,390万円の支給金を給付してまいりました。令和4年度においても同様の支援として、原油価格高騰などにより、家賃などの固定費や運転資金など、事業の継続に幅広く活用できる支援金を町独自で給付しており、幅広い事業者支援に努めています。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○ 2 番

御答弁ありがとうございます。私も農業従事してる人間としては、こうやって平群町独自も考えてるというふうに御答弁いただき、前向きにやっていただけるんだらうなと思ってます。ただ、やはり平群町は、小菊農家さんや、今から始まるブドウ農家さん、今まで一生懸命頑張っていたイチゴ農家さんと、いろんな農業従事者がいてはります。がばっと集めるだけでも何百人になってしまいうもんで、平群町独自の給付金では何やって。してもらって、うれしい反面、もっと欲しいなって思うことも多いと思うんです。残念ながら、財源というのは限られてますから、僕はこの一般質問で何が言いたかったかというのは、平群町は農業を中心とした担い手が多い。そのお世話をやはり町はしっかり導いてやってほしい。お金だけじゃないんですよ。やはり情報、県や国とのタイアップの事業をどんどんどんどん、こんなんあるよ、あんなんあるよと若い担い手さんに御紹介してあげる。そのお世話こそが行政が一番大事なパイプ役じゃないかなと僕は思ってます。助かるんですもん農家が。お金の面でも、そうやってみてくれるんやな。道一つでもそうです。旧道の多い山間部で、一つの道をつけてずうっとするということに対しても、ちゃんとお世話してくれたら大きな営農団地ができたんですもん、平群町は。

そういった意味でも、事業部長、申し訳ないですけども、いろんなパイプを皮切りにね、平群町の商工業者の方々、バイパスもそうです。喜んでいただけるような発信の事業部になってもらいたい。そのための補助金の交付がありますよ、こんなんありますよっていう説明やと、発信やと。みんな平群町に向いてくれます。ほかの小菊の農家さんでも、もう町では遊休農地が減って貸してくれないから、違う町で作って平群町の農業として発信、販売してる農家さんもいてはるんです。そういった意味でも、隣とほかのバランスを見ながら続けていく。そういう事業部形成を部長にお願いしたくて、このテーマを今回上げました。どうか、土や道、池、川、守っていかないといけない、やり直していかないといけない時代にきました。新しいもんを入れながら、古いもんを新しく変えていかないといけない時期に来てしまいました。どうか、いい協力を商工業者、農家の方々にしてあげてください。御答弁を一言、最後お願いします。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

ただいま議員のほうから非常に熱い思いをお聞かせいただきまして、ありが

とうございます。平群町としましても、農業者、商工業者支援については、ソフト面、ハード面から様々な形で取り組んでおります。過去から、商工業者支援、中小企業の支援金もそうですし、小口融資資金もそうですし、農業者の担い手の支援とかいろんな面でやっておりますし、ハード面におきましてもね、具体的な事業名を上げますれば、バラ園の配管の整備とか橋本ダムの風船ダムの改修とか、それから今後いろんなハード面の事業も展開していきますけども、平群町の基幹産業は何ととっても農業が非常に重要だと思っております。イチゴもそうですし、小菊、バラ、ブドウと。平群町にはですね、町外に自慢できる、ほんまにいろんな農業があるかと思えます。それらをですね、今後さらに継続して発展させていく。それは平群町の使命だと思っておりますので、そのような意気込みを持ってですね、そのような決意を持って農業者支援、商工業者支援に引き続き取り組んでまいります。

○議長

長良議員。

○2番

本当に申し訳ない思いでいっぱいです。本当に御答弁ありがとうございます。僕は水と道がなかったら、やはり作物は育ちません。道がなかったら、物流は行き届かない。仕事も、作業工程も進まれへん。水がなかったら、植物は枯れるんです。だから、この風船ダムにしても、池にしても守っていかないと、平群町の産業形態が守れない。そういった意味で、これからも注視してやってください。どうぞよろしく願いいたします。これで僕の3番目の質問は結構です。ありがとうございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、長良議員の4項目めの平群町の未来像についての御質問にお答えいたします。

本年4月に、若年層の定住促進や雇用の創出、人口対策につながる施策など、魅力ある平群町を創出することを目的として、まち未来推進室を設置いたしました。現在、第6次総合計画の策定に向けた検討委員会等を進めており、これまで実施した調査結果や会議での意見を集約し、各分野における既存事業の現状と課題整理を行いながら、今後の取り組むべき内容等について検討してるところでございます。今後、第6次総合計画の策定を柱として、職員間での情報共有や横断的な連携を図りながら、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

また、人口対策や地域振興につながるることについては、まち未来推進室が主となって企画立案を行い、関係各課と連携を図りながら積極的に施策を推進し、様々な取組を通じて魅力あるまちづくりと町の活性化につなげてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

御答弁ありがとうございます。今日、四つ目の質問、僕の今回の一番の中心で、注目を持って質問させていただきました。平群町は、今回まち未来推進室を発足し、点と点を結び、これから、今の三つ終わったんですけど、三つもまとめて、まちづくりとして発信していくんやと。その気持ちが大きく表れてほしいなと思ったんで、6月に今回質問させていただきました。僕はこの質問の際に、こんなんもあるな、あんなんもあるなと思いながら再質問を考えていたときに、僕を一生懸命見守ってくれてる町民の方が、一つヒントを与えてくれました。それは信貴山のスカイラインにある鐘の鳴る展望台です。僕も2日ほど前の夜9時頃、その夜景を見に行きました。大阪平野と平群の町、奈良盆地が見える本当にいい景色のところでした。僕はなぜそんなことを例に出すかというと、やはり町は公共性を持って仕事をされてると思いますけれども、これから先ほども教育長に御答弁いただいたように、多様化の時代、行政のことだけを見てるよりも、やはりまちづくり、我々の平群町を使ってお商売をされてる方とタイアップしながら、社会、町が活性化していく時代に来たと思ってます。昨日の先輩の窪議員の話じゃないですけども、ホームページにどんどん情報をつけて、平群町のホームページを見たら、自分も仕事にありつけるんちゃうかと思えるような発信力が必要やと思います。今回、その信貴山を例に、ほかのお商売をされてる人たちとコラボしながら続けていくまちづくりというのは、点と点を結び、人が人を呼ぶ、そういう施策の1点やと思う。まち未来推進室の方も一生懸命発信するのが仕事やと思いますけど、どうぞよろしくお願ひします。総務部長、最後一言、僕にその考え方についてお答えいただけますか。どうぞよろしくお願ひします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

議員御質問の鐘の鳴る展望台、これにつきましては南京錠で愛を誓う、誓い

のリングや二人の幸せを願う希望の鐘として設置をされております。また、大阪も一望でき、ライトアップもされている平群町の観光スポットでございます。議員お述べのように、信貴生駒スカイラインにあるところなんですけども、これも一応、平群町内ということですので、人を呼び込む施策として、ハイカーや信貴山、かなりいろいろな方が訪れておられますので、その方にPRし、あらゆる視点から、また多様性を持って平群町の魅力を発信し知っていくことで、平群町のまちづくりに活かしてまいりたいと考えています。よろしくお願ひします。

○議 長

長良議員。

○2 番

ありがとうございます。一例には過ぎませんが、これから平群町をどんだんどんどんアピールしていき、いろんな人たちとつながりを持って、人を呼び込む、我々のいいところを発信する、そんなまち未来推進室にしてあげてください。どうぞよろしくお願ひします。

私の一般質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

午前9時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時31分)

再 開 (午前 9時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号5番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○5 番

皆さん、おはようございます。稲月敏子です。それでは、事前に通告をさせていただきました、大きく3点の項目で質問をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

まず1点目です。だれもが安全に外出できる町づくりというところでは、

本年4月25日、大和郡山市の近鉄橿原線の踏切内で、視覚障がい者の方が列車事故によって死亡されました。大変つらい事故でございました。その後、大和郡山市や近鉄は現場や市内踏切の点字ブロックの点検や改善へと、すぐに動き出したと報道がされました。国自身もガイドラインの作成などへ動き出していると報道をされております。この事故は、大和郡山市で起こりましたが、どこで起こるか、これは分かりません。この報道をお聞きになられて、平群町としてはどう受け止め、どのような行動を起こされているか、お尋ねをいたします。

1点目、視覚障がい者にとって踏切の安全性はどう確保されているのか。

二つ目、踏切だけが危険箇所ではありません。道路や交差点の整備、これの実態は。また、改善計画は作成されているのでしょうか。

三つ目、障害を持った方たちの意見を聴取をする、これについては実施をされているのか。

皆さん、誰もが安心して生活できる環境づくりに取り組むという、こういった町政へ常に前に進んでいくこと、これが大事ではないかというふうに思います。何かが起こってからでは遅いのです。しかし、何かが起こったときには、必ずそれをしっかり聴取をし、研究をし、あと自分たちのこととして考えていく。そういう取組をしていくことが、よりよい町政へ向けて大変大事なことではないかというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

2点目、可燃ゴミの減量促進について。

平群町の可燃ごみは有料化、しばらくは減少いたしました。しかし、すぐに増加傾向に入ってまいりました。そしてまた、令和2年には減量していくその目標値まで下げてしまう、そういった状況になっております。行政としての可燃ごみ減量化への熱意を私たちは感じる事ができない状況でございます。これでよいものではないというふうに、きっと町としても、皆さんも思っただいてると思います。十分私はその辺は承知をしていると思っておりますが、その辺の今の方向性をお答えください。

そして今、地球の温暖化は危機的な状況にあるということは、誰もが知り得るところとなっております。何とかしなければならぬ、こういうふうに住民もみんな考えているところです。気候危機を打開していくためにすべきことは、多岐にわたっております。難しいこともたくさんあります。しかし、私たちにできる、まず目に見えて着手しやすく、住民一体でやっていける課題として、その一つには可燃ごみの減量化、これは大変取り組みやすい、重要な課題ではないかというふうに考えます。早い時期に実施していくことを求めます。

その中で2点について、特にお尋ねしたいと思っております。

1 点目、これまで実施を明示をされておりました剪定枝や草などの堆肥化の具体化、これの進展状況についてお伺いします。堆肥化していく、そのスペースを今確保できないということで、ずっとお答えくださっていたわけですがけれども、これは清掃センターに限定をして考えるからそうなるのではないのでしょうか。清掃センターに限定をせず、考えていけるのではないかというふうに思います。この点、いかがでしょうか。

2 点目、この夏から、こども園での使用済みおむつを園内でまとめて収集をすることになりました。非常に前向きな施策でございます。これは感謝をしております。この機会に、おむつの分別収集をして、おむつのリサイクル化の方向に向かうことを求めます。国も本件については積極的に取り組み、2020年6月には環境省がガイドラインを作成をし、おむつを生産する業者が積極的に取り組み、リサイクル産業界や自治体とも連携をし、既に実施し営業が進んでいるところもたくさんございます。ちなみに、お隣の斑鳩町では、複数の業者と協議を開始をしているようでございます。実際、すぐにするというわけではないですが、その準備を進めていると聞いております。この点で、平群町においても、リサイクル実施に向けて積極的な検討をしていただくことを求めます。

大きく3点目です。盛土事業に伴う急激な車両の通行増加について。

令和元年11月に平群町が認可をされた大字福貴における農地造成のための盛土工事が進んで、本年3月頃から福貴畑明心・鳴石地域の道路を土砂を積載をした4トン車等の往来が増加をしました。同時に、道路の傷みが日に日にひどくなっていくのがよく分かるようになってまいりました。その後、すぐ前なんですけれども、5月頃から4トンダンパーが二、三台で、フラワーロードにある土砂一時置場から工事現場まで約1.5キロくらいかなと思う。これは明確ではありませんけれども、約1.5キロをひっきりなしに往来するようになりました。私が見ていたところでは、2分余りでまた次が来るといような状況でございました。福貴畑の住民から、一つは何のためにダンパーが往来をしているのか全く分からない、説明が地域にはないということ。そして、二つ目、地元住民の農作業が非常に忙しくなる繁忙期になる時期で、通行に危険を感じる。それから、朝の通勤時間には、十三峠を越えて大阪へ向かう車両の行き違いで危険を感じているということや、3点目、道路の傷みが激しい。3センチから5センチ程度の段差を生じ、アスファルトが割れている箇所が大変目立っているなどの苦情や疑問が寄せられております。その後、6月6日には施工業者によって、2か所の道路修理については補修工事が施工済みでございます。こういう状況の下でお尋ねをいたします。

一つ、民間業者による事業でございますけれども、行政としてこのような状況をどのように把握をし、町道の管理者として住民の訴えをどう受け止め、どう改善しようとしているのかということです。

二点目、誰であっても公道を通行する、使用するの自由ですが、集中的に高頻度で通行する車両往来については、行政として事前に把握をし、業者に指導をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

三点目、施工業者が住民への周知をすべき事案だと考えますが、行政指導はなかったのでしょうか。

四つ目、道路の傷みが激しいですが、今後続く車両往来による傷みの修復は、業者によって責任を持ってされるべきと考えますが、いかなるものでしょうか。この点について、お答えくださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、稲月議員御質問の1項目め、だれもが安全に外出できる町づくりについてお答えいたします。

1点目の視覚障がい者にとっての踏切の安全確保についてですが、現在、平群町内には、近畿日本鉄道に関する踏切が全部で18か所あり、全ての踏切に踏切標識、警報機、遮断機が整備されています。一方で、道路管理者が行う踏切前後や踏切内における点字ブロックなどの対策については、これまで国等が示す明確な基準がございましたが、先般の大和郡山市の事故を受け、国土交通省は、令和4年6月9日、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました。視覚障がい者が鉄道の踏切の位置を把握できるように、視覚障がい者用点字ブロックを標準的な整備内容とすることや、また踏切内での表面に凹凸のある誘導標示の設置を望ましい整備内容とするものです。改定内容に基づき、必要な安全対策を検討してまいります。

2点目の道路、交差点の危険箇所の整備実態と改善計画は作成されているかについてですが、道路における危険箇所改修については、道路管理者が行う道路の構造的な改修と、道路交通法における法規制等への対応がございます。現在、本町が実施する道路事業における代表的なものとしては、主要幹線道路の拡幅や歩道のセミフラット化、また生活道路における日常的な安全対策として、カーブミラーやガードレール等の設置がありますが、議員御質問の改善計画の策定は行っておりません。

3点目の障がいを持った方たちの意見聴取は実施しているかについてです



が、道路整備において、障がいを持った方々へ個別の意見聴取は行っておりませんが、法令や国等が示すガイドライン等を遵守し、かつ地域の交通実態やニーズをできる限り反映しながら道路整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。まず、私が聞きたかったのは、ガイドラインなど国が整備をしたというのは、こういった痛ましい事故が起きて、整備を始めたということは非常に重要なことであるというふうに思ってますし、その指導の下で町がまた整備をしていただくというのは、すごく当然のことやというふうにも思いますし、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。ただね、こういう事故が起きたという報道を聞いてね、これは道路管理者の話だけではなくってね、町の行政をつかさどっておられる皆さん方、全体の中で、特にまた福祉の分野のところでもどのように感じてね、何かそしたらせないかなとか調べなあかなというふうな動きをね、私は取っていただきたいなというふうにまず思ったんです。そういうことをきっかけに、積極的にこういう整備をしていくっていうのは、まず心を動かすっていうのかな。そういうことって、町行政の中で非常に大事ではないかなと思って、福祉の担当課のほうにも少し何かされていますかというふうに、この間ちょっとお聞きしたりしてるんですけどもね。そういった動きと、その道路を整備をされる担当課との横の連携というのかな、みんなでもって誰もが本当に安全に外出もでき、歩けるんやというようなね、当たり前で温かい町をつくっていくために前へ向けるんちゃうかなというふうに思って、今回は質問をさせていただいたんです。

だから、まずどういう対策、国待ちではなくってね、調査を踏切の数とか、それで警報器がついてるとか、それは当たり前ですよ、今の世の中ね。私も見に行きましたけど、そういった点字ブロックは一切、うちの平群町内の踏切にはついてませんでした。それで、ここから踏切やよっていうね、そういう点字ブロックも一切ないんですよ。その辺、どこからやったらできるかなとかね、国待ちじゃなくて何か考えておられることがあれば、ぜひ教えてほしいし、心意気を聞かせていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

再質問にお答えさせていただきます。

まず、我々としまして、今回、大和郡山市で非常に痛ましい事故を受けまして、道路管理者としても、大変衝撃を受けたというか、驚いているところがございます。まず道路管理者としてですね、この報道を聞いてからではなくてですね、これまでもいろんな動きをやっておりますけども、まず基本的な考え方としましては、町道の管理する立場としまして我々としては車両にとっても、歩行者にとっても、常に安全対策を意識した道路整備に努めているところがございます。そのような観点で、現在ですね、まず主要幹線道路が主になりますけども、踏切道を含めた道路パトロールを月2回実施している。その中で、不良な箇所とか修理が必要なことがあればですね、すぐに対応していると、そういうことでございます。

それと、今回ガイドラインが改定されましたけども、このガイドラインの改定があったということではなく、それだけではなしにですね、先ほど申しましたけども、町内に18か所踏切がありますけども、改めて現地も確認もして、必要な安全対策、必要であればやっていくと、そのように思っているところがございます。

それと、これも報道に書いておりましたけども、6月9日にですね、奈良県の視覚障害者福祉協会の方がですね、県庁を訪れて、県の担当者に再発防止を求める要望書を提出されたと、そのようなことも聞いております。平群町としてもですね、障がい者が安全に暮らせるまちづくりを考える中で、これからも関係機関と連携を取りながら、今後の対応をいろいろ検討していくことになります。

あわせて、これも報道によりますけども、6月8日、大和郡山市が踏切内にエスコートゾーンを設置したと、そのような報道もございます。今後ですね、多くの自治体がこの大和郡山市の事例を参考にして整備の在り方を検討されると思いますので、我々もですね、この大和郡山市の取組、また他の自治体の取組も十分参考にしてですね、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長

稲月議員。

○5番

ありがとうございます。そういった前向きに整備をしていただくといい姿勢っていうのは、本当に大事なことであり、ありがたいなというふうには思っております。ちなみに、主な幹線道路沿いですかね、点字ブロックの設置、今まではすぐめくれるような点字ブロックが多くて、何回もまためくれたよと。こんな取れてたよということでお示しさせてもうたりとかね、何度か私もさせてもらったんですけど。しかしながら、この間ね、本当にしっかりしたもの

をきちっとつけてもらってる。その点についてはね、非常にうれしいなと思ってますし、感謝をしたいところでございます。これをね、さらにやっぱり計画的に広げて行ってほしい。突如びたっと止まるわけですよ。そこから障がいを持っておられる全盲の方たちは行かへんのかというたら、そうではないわけね。一定のところまできちっと全部つけるとかね、横断歩道の前には分かるような、横にストップせいというね、分かるような表示の点字ブロックをつけていただくとかね。もう少しやっぱり福祉との連携をね、私は考えていただきたい。福祉現場で障がい者の方たちを直接面談される機会も多いですしね、いろんな御相談に来られることもあるかと思います。それからまた、ガイドヘルパーさんとかそういったお仕事をされてる方の意見とかね、いろんな意見をね、しっかり現場の意見を聞いて、道路だけがやるんではないということですね。ぜひ横の連携を取りながら、進めて行っていただくということを切にお願いをしておきたいというふうに思います。

それともう1点は、これに関わって、ここには具体的に書いておりませんが、道路や交差点の整備とかいうふうに②のところを書いてないんですけども、いろんな危険箇所があると。この間、視覚障がい者の方たちが安全に横断歩道が渡れるようにということで、音響信号の設置ということでね、二度ほど要望させてもらって、前回、自治会の要望書も添付をして警察のほうに、交通安全のほうに提出をしていただき、要望も既に上がってるわけですけども、それについても、1か所、イオンビルの前の信号ですね、これについては要望を上げていただいています。しかし、まだ設置はされていないということで、先日、2日前に西和警察に行きまして、今年度中につくのかどうかっていうのを担当の方にお聞きをさせてもらったんです。そしたら、それは分からないというようなお返事でね、そんな分からないことがあるんかなとか思ったんですけど。予算がついてるなら今年度中につくやろうし、予算がなかったらまだつかへんのかなと思ってたんですけど、いつつくか、それはもう急につきますって言うてくるから分からへんというようなね、西和警察のお返事だったんで、それ以上ね、私ももう言いようがなかったもので。とにかく設置をしてもらえるようにね、進めてほしいということだけは申しました。その辺のことなんかもね、再々やっぱり警察のほうに言っていただくとかね、そんなことも含めて住民生活課、福祉、道路、皆さんの一体のお力で前へ進めていただいて、本当に安全に暮らせるまちづくりの一助にしていきたいというふうに、積極的な取組をお願いをしておきます。これについては、もう答弁は結構ですので、積極的に皆さんに考えていただいて、やっていただきますようお願いをいたします。1点目はこれで結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員2点目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平群町の可燃ごみは近年増加しております。要因の一つとして、コロナ禍による新生活様式による家庭ごみの増加も想定されるところでございますが、ごみ減量化に向けては、様々な取組や施策が必要であるということは十分承知しております。

小さい1点目の御質問についてでございますが、剪定枝・草などの堆肥化進展状況とその場所についてでございます。これまでも剪定枝の堆肥化について御意見を頂いております。現在、町としましては、剪定枝の堆肥化については業者への委託による再資源化を行っているところで、今後もその方向で行っていきたいと考えているところです。

2点目の使用済みおむつのリサイクル実施に向けてについてでございます。御提案のあった使用済みおむつのリサイクルについてですが、業者と他の自治体が連携を図って取り組んでいる収集・運搬方法の実証事業等も参考にしながら、また近隣の状況も情報収集を行い、町としてごみ減量施策の一つとして受け止めておりますので、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。ごみの減量化についてはできていない。ごみが増加をしているということは承知をしているということで、自覚をしていただいているわけですが、それを熱心にやっていただけてないっていうのが、今あるのではないかな。一つはね、昨日、植田議員のほうからも有価物を回収をするスペースですね、それを2か所増やすということについては早くしてほしいという質問がありました。それについてはやっていくというふうなところでお答えを頂きましたし、その辺、これも一つ大きな減量化に向けての取組ですよ。そうやって1個1個ね、確実に進めていく、やっていくっていうのかな。これはできたっていうことで、前へ進めへんかったら、本当に減量はでけへんっていうのが、この間、明らかになってるのではないかな。

それと、やっぱり担当課、担当者の熱意、これが何より大事なんではないかなと思ってます。その熱意が住民に伝わり、住民もやろうということで頑張ってくれはるんです、協力してくれはるんです。斑鳩がやっぱりいい例やという

ふうには思います。どれだけ熱心にやっぱり担当職員がやってはるか。ここをいろいろ人材っていうんか、皆さんの職員の数の問題とか配置の問題とか、何を重点に置くんか、いろいろ複合的に考えて難しい問題もあるかと思えますけれども、非常に今、地球の温暖化をどう解決していくんやっていうところ辺では、目に見えて大事な分野になってくると思うんですよ、まずね。だから、その辺はもっと熱心に、私の仕事はこれにけるんやぐらいの思いでやっぱりやるべきやというふうに思いますので、それは押しつけても仕方ないんで、一議員が押しつけてもあかんことなんでね。自ら公務員労働者として頑張っていくというところで、ぜひ前向きに熱心にやってほしいというふうに思います。今のこの状態では、もう絶対あかんと思えますね。

堆肥化、剪定枝、草などは、チップにして燃料化にしていく方向でやってるというの、予算のところでお聞きしたんかな。そんなん、一定そういう方向は見つけて、一つはやっていくっていうことで、現在やりつつあるというんですけれどもね。だけでもね、これって他の行政、三郷なんかでも実際進めてはるし、やれてるわけですよ。それほど大きなスペースもなくね、そんなに問題なくやれてると。そういう実績もあるし、見本もあるわけですからね、より一層進めていくためにもね、やっぱりこれは早く実施をすべきやというふうには思います。ほんで、清掃センターのあの場所、焼却灰が埋まってるところね、あれが空けへん限りそこはでけへんというふうなお答えでずっときてるわけですけどもね、それ以外にも私はあるというふうに思ってます。例えば、福貴畑の、以前の斎場予定地ですね。あそこの山はそのままですよ。そこに公共事業で出た残土を持って行ってはると。残土の一時処理場になってるというふうに、以前何かの機会にお聞きをしたことがあるんですけどね、あそこやったら周りに家はありません。全然そんな迷惑になるようなところでもないんでね、そういう場所をうまく活用してね、こういった剪定枝・草などの堆肥化をするということなんかもね、もうちょっと前向きに考えられへんのかなというふうに思います。これはもう1回答えてほしいんですけど。

2点目のおむつの件については、まだなかなか実証実験、いろんなところで広がってはきてる。実際、運営してはるところもあるんだけど、今やっておられるところは九州とか千葉県とかね、どこやったかな、結構距離のあるところ、ここからは遠いところなんでね、すぐにそこへお持ちしてやっていただくというふうにはいかないっていうのは私も承知をしております。けれども、ユニ・チャームですか、おむつのメーカーね。そこらあたりは非常に熱心に取り組んでおられるような、実際見に行ったわけじゃないんですが、感触を得ております。何かリサイクルして、また新しいオムツをそっから作るなんて、これは理

想的じゃないですか、燃やしてしまわないでね。そういうことも、実際これはもう行われてますのでね、そんな方向でやられる業者も研究をされてるということなんでね、斑鳩もその業者に協議というか、手を挙げて、一緒に研究していこうやないかというふうな、行政としての参加の仕方っていうのもされているみたいです。すぐには斑鳩も実施をできるという状況ではないけれども、いつでもすぐにそこに参加をしていくことができるように、あそこはおむつだけは分別収集を全て大人も分別の袋を作って、そこに無料の袋があるそうです。そこにみんな入れて、完全に分別をして収集をすると。今は、せやけど、それは燃えるごみのほうに行ってるんですよ。けれども、すぐできるように分別の練習をしてるというような状況があるそうなんです。だから、そこまで何とか燃えるごみを減らそうというのが斑鳩の方針ですよ。なくそうと言うてはんねんからね、ゼロにしようという。だから、そういったこともね、きちっと学びながら積極的に、積極的にとは言われへんかったかな。参考にして、研究もしていこうというふうにおっしゃっていただいているので、そこは斑鳩との連携も取りながらね、もっと前向きに連携をしてもらって。何かね、ごみの量の20%ぐらいになるというようなね、これから高齢化が進むでしょう。大人のおむつが物すごく増えてくるんですよ、施設も含めてね。せやから、一般家庭ごみじゃなくて業者が出さばるごみの中にもね、すごい大きな量が出てくると思うしね、非常に深刻な課題やというふうに思うんでね、ぜひとも重点課題として取り上げて研究を進めていただきたいというふうに思いますが、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の質問にお答えしていきます。

まず、職員の熱意が感じられないというところの御指摘やったかと思えますけれども、決して職員はサボってるというか、業務を行っていないということはないので、それはそれなりにきっちりやっているので、その辺だけちょっと御理解いただきたいと思えます。

あと、剪定枝の件ですけれども、現在、先ほどの答弁のとおり、委託を実施しているというところです。現在のとおり、今後もその方向でいくというところで考えておりますので、他の場所等も含めての実施ということは現時点では考えておりません。あと、今の状況を含めた中で、またさらに検討が必要かと思えますけど、そういった考えであります。

おむつの件ですけれども、これは当然、今、全国的にも調査しているような

ところなんです、今後、斑鳩も実施に向けた協議をされてるといふところなんです、それは大いに参考にさせてもらって、平群町も考えていきたいというふうに考えます。

以上、簡単ですけど、答弁といたします。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。熱意を感じないというのはね、別に悪意を持って言ってるわけじゃないんですよ。何も仕事サボってはるなんて一切思ってませんからね。一生懸命いろいろね、それはもう住民サービスのために、いろんなところで頑張っておられるのはよう分かってます。けども、このごみを減量化していくということについてはね、一步も二歩も下がってる、ここへの熱意というのは私は感じられない。住民の皆さんからも、非常に厳しいお声も聞いておりますのでね、そこを言ってるんで、誤解のないようお願いをしたいんです。やっぱり進んでないし、後退をしてるわけですよ、大きく。

この前、ちらっとあったんですけどね、ふれあい収集の件でね、お願いをされた方がいらっしゃるんですけどね、その方にいろいろ説明しに行ってくださいましたんですよ。そのときに、高齢やから別に分別せんでもええよと。何もかも一緒に入れといてくれて構わへんよというふうなことをどうもおっしゃったらしい、担当者が。やっぱりそれっておかしいと思うんですね。本人自身はずっと分別してきはった人やねん。認知症でもないしね、そういう能力をお持ちやし、立ってることはできるし、家の中では歩けるという状態ですよ。けど、外へ持って坂道を下りて、ごみを出すのは困難やっというのでお願いをしはったわけでね。そういう方については、ずっと分別して頑張ってはんのにね、せんでええよって言われたら、そら楽のほうに行きますわ、誰もね。やっぱりそういう指導をするっていうのは、まず一つ、ちょっと具合悪いなど。もう燃やしたらええやないかというふうな方向で、職員自身が思ってはるんちゃうかと疑いたくなるというような事例もあったんでね、やっぱりそこは心して分別を進めて、減量化を進めるんやということをおね、もう一度しっかり考えてほしい。だから、その職員を責めてるわけでもないんで、あれなんですけどね。全体としてそういう雰囲気は漂ってるんちゃうかというふうにも思います。

いろいろ皆さんが工夫して、キエー口も買ってやで、やってくれてはるんですよ。これも前に質問させてもうたけど、1個もその後の点検やら、実際どうなったかというところ辺での結果収集もされずにね、そのままほったらかしになってる。その辺のことの熱心さが足らんと、熱意を感じられへんというこ

となんですよね。それはもうしっかり感じ取ってほしいし、前に向けてほしいと思いますので、それはよろしく。

堆肥化のこともね、もう一切業者に任せてしまうと。せえへんのやと今言い切りはりましたけどね、それは言い切ったらあかんと思うんです。やれることはやったらいいっていうふうに思いますしね、そんなに難しい話ではないっていうことが、これ、はっきりしてるわけやからね、そこは再度検討してほしい。これは強くお願いをしておきます。もうこれで結構ですので、よろしくお願ひします。はい。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きまして、稲月議員御質問の3項目め、盛土事業に伴う急激な車両の通行増加についてお答えいたします。

1点目の町道の管理者として住民の訴えをどう受け止め、改善しようとしているかについてですが、議員御質問の道路は、本町が管理する町道北福貴路線です。工事車両の高頻度の運搬による道路の状況については、住民の方から報告を受け現地確認した結果、アスファルト舗装に割れや段差が生じている箇所が数か所あることを確認しております。改善については、施工業者より本町へ復旧したいとの申出があり、既に補修については完了しております。

2点目の高頻度の通行に対して、行政の把握と指導の状況についてです。事業許可申請書で、1日当たりの車両台数は把握しております。ただ、天候や搬出、搬入先である工事現場との兼ね合いで、日によって運搬車両の往来が大きく変わるため、一時的に一定期間、運搬車両が増加するような場合には、周辺住民に丁寧な説明をするよう行政指導してまいります。

3点目の住民への周知について行政指導はなかったかについてですが、これは平成30年10月23日付、事前協議書がありますが、その事前協議書の指示事項として地元自治会の同意を得ることとしております。当該の許可案件は、地元同意書が添付されておりますし、事業内容等を地元説明した上で同意を得たものと考えております。事業が起因とされる苦情や問合せがあった場合には、事業者に対して周辺住民に丁寧な説明をするよう行政指導してまいります。

4点目の今後続く車両往来による痛みの修復は業者によって責任を持たれるべきとの件ですが、今後続く工事車両の運搬等が起因して道路に損傷等が発生したことが明らかな場合には、施工業者の責任において復旧するべきものと考えます。いずれにしても、当該路線は地域にとって重要な生活道路であります。これまで以上に当該路線の状況を確認し、行政として必要な対応は行ってまい



りたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。民間業者であっても、一時的に頻繁に道路を部分的にここを通るということを把握した場合には、行政としても指導をするということでおっしゃっていただいたというふうに思いますが、それでいいんですかね。今回それがきちっとされてなかったのではないかとというふうに私は思います。それと、事前に地元同意書をつけて、町に上がってきてるというふうに、今おっしゃったかなというんですけども、地元の同意書がね、福貴のほうが地元同意をされたというふうに聞いております。福貴の地元のほうは、いろいろ要望も、そのときお互いに話をするときの条件として、いろんな条件をつけられたというふうなこともお聞きをしました。その中で、福貴の大字、特に北福貴ですね、北福貴の真ん中を通ってる北福貴路線というんかな、ちょっとはつきり名前は知らんですが。そこについては、大きな車、土を積載したトラックは通らない、通してもうたら困るということをつけたというふうに自治会、地元の皆さんからお聞きをしております。その結果、福貴を通れないから、今、福貴畑のほうから回ってきてると。上から土砂を運搬してきてるっていう状況になってるのではないかと私は思ってますし、福貴畑の明心、鳴石の道路沿いの方たちもそんなふうに理解をしてはるんです。地元同意が取れてると言うけども、その道路沿いの方たちはどこへ行くんやろうとかね、ばんばんばんばん、ほんまに1分、2分で来るわけですよ、いつときね。今はちょっとましになってるけどね。そんな状態でも、どこへ行くんかしらんというね。車と車がぶつかりそうになったりとか、単車でも止まらな通られへんというような状況とかね、いろいろあったわけで。こういう状況が今後もあるならばね、やっぱり困るということで、この問題だけに限らずね、これからあちこちであるやろうと思うんです、こういう事業をされるときね。いつときに何台も通るというようなこととかね、やっぱり規制をしていくとか、ちゃんと住民に説明をするとか、ここに書きましたようなことについては、徹底して道路管理者からも言っていたきたい。今はやってるというふうにお答えいただいているんですが、どうもやれてないのではないかとというふうに思うんですが、どうでしょうかね。もう1回、この辺を教えてほしいんですけど。

ほんで、4番目の最終的なところですね。今後もどんどんどれだけ運ばれるか分かりませんが、傷みは生じてくると。それについては、その傷みの原

因がその事業によるものであるということであれば、責任を持って修復をするように指導はいたしますというふうにお答えいただいたかと思いますが、それは徹底してやってもらいたいというふうに思います。これからも起こってくる問題なんでね。

先ほど言いましたね、地元の同意書をつけて提出をされてるという件なんですけどね、福貴についてはそういう文書を出したというふうにおっしゃってるんですけど、福貴畑のほうもそういう文書が出てるんでしょうかね。福貴畑住民に十分な周知がされてるんかね。その辺をちょっとお答えいただけますかね、特に。

○議 長

事業部長。

○事業部長

何点か御質問を頂いております。まず最初にですね、2点目関連になるんでしょうかね。高頻度の通行に対して行政指導されていなかったのではないかなというようにことだったと思います。車両の通行に関しては、先ほども申しましたけども、事前協議書というのがございます。平成30年10月23日付の事前協議書ですけども、この中において、何点か指示事項があるんですけども、3点目の指示事項として、住民周知の件がございます。この中で、事業者に対しては地元自治会の同意を得ること、また地元水利責任者の同意を得ることということで指示をしております、双方とも同意を得るというふうになっております。

それと、先ほど福貴の自治会の方がですね、大型車が通るということであれば同意をしないとかなそのようなことをちょっとおっしゃったかと思いますがけども、そのようなことは我々は聞いておりません。福貴の自治会の方が同意されてないというようなことをおっしゃったかと思うんですけども、そうじゃないんですか。すみません。

○議 長

稲月議員。

○5 番

福貴の件についてはね、私は別に文書を見たわけでも何でもありません。福貴の自治会の役員のお一人に聞いた話なんでね、聞きづての話ということになるかというふうに思いますけれども、福貴としては工事自身は北福貴の大字のところでやりはるということになったから、そこを工事しはんのは工事してくれはったらええねんけども、その目的は農地を造成するために、谷に土を入れる盛土をするという、それが工事の目的なんです。だから、当然土は運

ばれるということになりますよね。だから、北福貴の道路については狭いですしね、そこを通ってもらったら生活に支障があるから、そこは通らないでほしいということを事業者のほうと約束をしてるという、そういう文書を交わしたということなんです。だから、行政と交わしたかどうかは知りません。

それでね、通られへんもんやから、福貴畑から運ばはったと。それも1日に1回や2回、何ぼ何でも朝昼晩1回ずつとかね、晩はあかんけど。朝昼夕ぐらいやったら、まだ皆さんそんなに何とも思われへんかったと思うんやけど。すごい頻繁やったんです。ほんで、結局道路も傷んで、危ない目に合うてになってるからね、こういう声がたくさん上がってきたという結果なんですよ。そのときに福貴畑のほうには、ちゃんと同意書ももらっておられるのか、そういうお話は行ってるのか、皆さんに周知がされているのかということですね、今後こんなことが起こってきたら困るんでね、今後のことも含めて、私は質問させていただいたんです。はい、よろしく。

○議 長

事業部長。

○事業部長

答弁が途切れて申し訳ございません。地元同意の件で、福貴畑の同意は取っているのかというようなことでございます。当初は、この同意を取っておらなかったというふうに聞いておりますけども、事業者のほうがですね、福貴畑のほうにはですね、総代、役員のほうに出向いて、この行為といいますか、工事の件については丁寧な説明をして、同意というか、丁寧な説明はさせていただいていると、了解いただいていると、そのように聞いております。

○議 長

稲月議員。

○5 番

それって、その後って、当初は取っていなかったということは、30年10月23日、このときにはなかったということやね。その後、説明したというのは、そこから大分たってるよね、30年から5年たってるわけでね、いつの時点でそういう話をして、納得いただいたのですかね。ちょっとお答えください。

○議 長

事業部長。

○事業部長

福貴畑の方に対してはですね、この事業によってですね、道路の往来が頻繁になってですね、地元の方から多くの車が通ると、そういうような声が上がってから、事業者に対してですね、地元のほうに丁寧な説明をするようにという

ことで申したところでございます。

○議長

稲月議員。

○5番

それは、ほん最近ですね。3月以降ですね。特に5月がひどかったから、その辺りですか、その説明されたというのは。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの件について、住民の方よりですね、道路の傷みとか往来の件を含めて報告があったのは5月20日でございます。だから、それ以降の話ですね。

○議長

稲月議員。

○5番

分かりました。ほんこの前ですね。だから、私も言いに行きました。役場のほうに、こういう話が出てるし、私もこういうので見聞きをしたと。実際この目で見たということですね。何とかということで、都市建設課やら観光産業課のほうにもお話をしに行きました。両課にね。

その後、皆さんが声を上げて、自治会での会合を開いたりとかされていますのでね、その後そういう行動を起こしてくれはったということなんですよ。だけどね、こっだけ、5月の初めぐらいからやったもんね、頻繁に出てたの。頻繁にそこの道路を通行するんやと。ほんまに1分、2分ぐらいになったら次が来るんですよ、4トンダンプが。そんなに通行が激しくなるというのは、やっぱり言ってもらわなあかんと思うねん、業者がね。業者が行政にも言わなあかんと思うし、当該住民のほうにも当然ね、通告をせなあかんし、理解をしてもらわなあかんわけでしょ。そのことを怠ってて、大変なこと、かなりの騒ぎになりつつあったからね、そういう状態になってからやるのでは遅い。やっぱりもっと事前に行政としても把握すべきやし、業者のほうにもきちっとした指導をすべきやというふうに思います。それは私は思うけど、そっちは思っはれへんのか、そこんところの返事だけ欲しいねんけど。

今後ね、こういう事業をされるということはたくさんあるかというふうに思いますけれども、一定距離のところには人家があったりとか往来が激しい、結構あるということがはっきりしてるところというのは、やっぱりそんなに頻繁に通られたらかなわんというのは当然ありますよね。皆さんのおうちの前もそうやと思うんですけどね。それについては、きちっとした指導を行政としてすべ

きや、民間の事業であろうが何であろうがせないかんというふうに思いますので、そこを答えていただくのと、最終的に、先ほど言っていたように、業者に、今後の傷み、そら2か所はしてくれはった、確かに見ました。しっかり舗装してくれてはります。だけど、そのちょっと向こう側はまたがたんとなってるしね、もういっぱいあるんですよ。おんなじような形状で、そのカーブのところは特にね。かなり見ましたけどね。いっぱいあって、それがだんだんひどなるやろうと見てます。だから、どんなふうに修繕しはるのか知らんけど。せやけど、最終的にはきちっとした修理を、その都度その都度困ったことには対応してもらえるように、業者には厳しく指導していただきたいというふうに思います。もう一度お願いします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

まず、道路補修の件に関しては、これも先ほど来から申しております事前協議書におきましてですね、工事車両等により、道路及び道路側溝に土砂等が流出した場合は迅速に清掃し、道路、水路が破損した場合は事業者の責任において修復すること、そういうような指示事項をつけております。業者についても、事業者の責任において修復すると、そのように回答を得ております。

また、車両の往来に対してですね、行政指導の件ですけども、これについてはですね、これまでも行っておりますけども、一時的、一定期間、運搬車両が増加すると、そういうような場合についてはですね、周辺住民に丁寧に説明をすると、そういうようなことで行政指導を引き続き行ってまいります。

○議 長

稲月議員。

○5 番

今おっしゃっていただいたことを、きちんとやっぱり徹底してやってもらうと。パトロールも含めてやっちはるんやから、そのときにパトロール中にもね、行き交うことも多いやろうし、特にそんな事業をやっているところについては重点的にパトロールしていただくとかね、そういうことで、そういうのは把握してほしいし、ちゃんと業者ができてるかどうかっていうのを点検もしていただきたい。厳しく指導をしていただくように、今後も今の件についてもお願いをしておきます。ということで結構です。

これで3点の私の質問については、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

11時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時45分)

再 開 (午前11時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号8番、議席番号8番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○8 番

ただいま議長から質問の許可を頂きましたので、今回は大きく4点質問します。町長をはじめ職員の皆様には、質問に真摯に向き合ってください、くれぐれも答弁は簡潔にお願いしまして質問に入ります。

1点目は、「特定農業振興ゾーン」の設定について質問します。

本年1月16日、斑鳩町で開催されました奈良県の令和3年度第2回地域フォーラム「土地利用のあり方とまちづくり」において、西脇町長から、上庄、梨本の一部区域約20ヘクタールを県の農村総合整備モデル事業による特定農業振興ゾーンに設定する計画の発表がありました。今まで特定農業振興ゾーンの設定について、議会では何も説明を聞いておりませんし、まちづくりの根幹的なものであれば、町都市計画審議会にかかるわけですが、私は委員をしておりますが、ここ二、三年、審議会は開かれておりません。

そこで、特定農業振興ゾーンの設定について3点質問します。

(1) 法的な位置づけについてであります。どんな法律に基づき、特定農業振興ゾーンを設定しようとお考えでしょうか。

(2) 設定の意義についてであります。町として、また地区や農家の皆様のメリットは何でしょうか。

(3) 進捗状況についてであります。いつまでに特定農業振興ゾーンを設定する計画ですか。それとも、もう既に設定しているのでしょうか。

あわせて、説明資料にあります①奈良県農業を牽引するイチゴ産地づくり、②イチゴと小菊の産地間連携、③用途に応じた農地の効率的な活用、④近代化のための施設整備、⑤周辺住民の憩いの場を提供する農村環境の維持となっております。具体的な取組はどんなものなのでしょうか。私にはイチゴと小菊の産地連携などは理解し難いと思うのですが、これはどういう意味なのでしょうか。

なお、奈良県の資料によりますと、現在、特定農業振興ゾーンに川西町で1件、田原本町で2件、広陵町で2件、五條市で1件、宇陀市で1件、既に設定されており、農業振興ゾーンの設定により、農地の有効活用と農業の生産性向上を図り、農業振興施策を集中的に推進する区域を設定、拡大するとなっております。具体的には圃場整備、農地区画の大規模化と機械設備の整備等を行っているとなっております。

2点目は、竜田川からの浸水対策について質問します。

令和2年3月、全戸配布されましたハザードマップ（土砂災害版）によりますと、町内の竜田川櫛原小橋下流域が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、平群橋下流域が浸水継続時間が長い区域（12時間以上24時間未満）によって、早期立ち退き避難が必要な区域に指定されています。平成20年2月作成の最初のハザードマップは、計画規模降雨が24時間195ミリに基づき作成されていましたが、地球温暖化により近年の豪雨発生状況から、水防法が平成27年に改正され、想定最大規模降雨が12時間で316ミリになったことによると聞いております。

このように、竜田川両岸から浸水したり、河岸浸食によって土地が削られ、家屋が流されると、人的被害や家屋が倒壊するなどの被害が出るのが十分想定されるわけであります。町は住民の生命、財産を守る責務があることから、竜田川からの浸水を防ぎ、河岸浸食による土地、築堤が削られて家屋倒壊、家屋が流されたりなどの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。一般的な対策としては、河川からの浸水を防ぐ方法としては築堤をかさ上げしたり、河床をしゅんせつすることか、あるいは河道の勾配を急勾配にすること等が考えられるわけですが、河岸浸食を防ぐ方法としては、築堤を補強する方法が考えられるわけであります。

なお、改正ハザードマップについては、1年前の昨年の6月議会で私が一般質問で、浸水や家屋倒壊等氾濫想定区域で、早期立ち退き避難が必要な区域に指定されているところにある一部の避難所や一時集合場所があり、水害時に使用できないのは問題と指摘しましたところ、メール配信や緊急速報メール、防災行政無線、防災アプリで対応するので問題ないと答弁がありましたが、それで全ての住民が安全に避難できるか、いささか私には疑問に思います。

3点目は、クビアカツヤカミキリの被害について質問します。

平成24年7月、特定外来生物のクビアカツヤカミキリの被害が名古屋市で最初に確認されて以後、各地で被害が出てるようであります。このクビアカツヤカミキリの幼虫は、桜、梅、桃などのバラ科の樹木の内部を食い荒らし、樹木を衰弱させて、枯死させる危険性があるわけであります。奈良県でも、令和

元年6月25日、クビアカツヤカミキリの幼虫が広陵町で2頭確認され、8月1日には中和地区の桃生産園で、成虫1頭と被害木1本が確認され、9月19日にはお隣の生駒市で被害木が2本確認されて以降、県内各地で幼虫、被害木が確認されているようであり、町内でも、令和2年6月29日に成虫8頭が確認されてるとのことですが、その後、町内で成虫や被害木の確認はされているのでしょうか。

なお、奈良県の資料や県民だより5月号によりますと、クビアカツヤカミキリの幼虫は、4月から10月頃、樹木の内部を侵食して、大量のミンチ状のフラス、木くずとふんの混合物を排出しながら樹木内部で二、三年過ごし、5月から8月頃に成虫となって樹木の外に現れるということです。町内で令和2年6月、成虫8頭が確認されていることから、町内で成虫を確認して2年が経過するので、被害木が出ていてもおかしくないと思うのですが。

4点目は、ウクライナからの避難民の支援について質問します。

ロシア、プーチン大統領の特別軍事作戦によって、ウクライナへの侵攻・侵略が2月24日から始まって以来、ウクライナ各地でロシア軍からの砲撃、ミサイル等で町が破壊され、人家が焼かれ、人々が傷つき亡くなる状態が世界中にリアルタイムで配信されております。多くの国々がロシアへの非難を発せられてることは当然のことであり、我が国においても非難が高まっているわけがあります。戦火を逃れてウクライナから命からがら多くの人々が国外に脱出避難しており、国連難民高等弁務官事務所の集計によりますと、6月8日までに700万人を超える人が国外に避難したようで、国外に避難・脱出した人が4月以降、元の住居に帰還した人も相当いるようであり、正確な数字、実態が分からないようではありますが、日本に避難した方が1,000人を超えるようでもあります。そこで、僅かではありますが、日本に避難してきたウクライナからの避難民を町として、住民や町内事業者と協力して積極的に受入れできないでしょうか。ウクライナからの避難民を受け入れるとなると、衣食住だけでなく、子どもの教育や生活の糧が必要であるわけで、言葉や滞在ビザ、生活習慣、文化等、乗り越えないといけない壁が幾つもあるわけがあります。

なお、ウクライナからの避難民を町として受入れできないかと。また、町内事業者には避難民の受入れを働きかけてはどうかということで、3月5日、町長にLINEで申し上げたところ、貴重な提案ありがとうございましたと返信を頂いております。

以上が私の一般質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。



○事業部長

それでは、森田議員御質問の1項目め、「特定農業振興ゾーン」設定についてお答えいたします。

まず1点目、法的な位置づけの件ですが、特定農業振興ゾーンは、奈良県が特定農業振興ゾーンの設定に関する基本方針の下、奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則を平成30年9月に制定し、県内の農地を有効活用し農業を振興するために生産性の高い農業を育成することを目的に知事がエリアを設定するもので、奈良県独自の取組であります。

2点目、設定の意義ですが、特に農業の振興を図り、農地の有効利用を図るエリアとしてゾーン設定し、地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換や面的まとまりを持った農地・土地利用の確保、耕作放棄地の解消・防止、多様な担い手の確保、担い手への農地集積などを推進する施策を奈良県が中心になり、市町村や地元と協働し、集中的、優先的な施策を講じるものです。

3番、進捗状況です。奈良県では、令和6年度までに特定農業振興ゾーンを10地区設定することを目標としています。議員の質問にもありましたが、平成30年度に川西町、田原本町、広陵町の3町で5地区、令和元年度に五條市の1地区、令和2年度に宇陀市の1地区、そして令和4年3月29日に大和郡山市三橋地区と平群町上庄・梨本地区の2地区を設定され、現在までに県内3市4町で9地区のゾーン設定をされています。今後、本町において、高収益作物への転換、多様な担い手の確保、担い手への農地の集積、未整備箇所の農地の整備などの取組を定めた特定農業振興ゾーン整備実施計画を策定し、その計画の推進を図るため、奈良県、町、地元による協定を8月頃に締結する予定となっております。また、高収益作物への転換や担い手への集積などを推進するために行う農地の整備や近代化のための施設整備など、より具体的な整備事業や整備箇所については、今後、地元と協議をする中で決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。添付しております図面はですね、御覧いただいたら分かると思うんですけども、当日、町長が御説明されたものを転記して、あわせて大字名を記入しておるわけですけども、お手元に配付してるのはこれと同じものなんですけども、北はかんぼの宿から、上庄台、月見台の境を通過してバイパスを通過して、大谷池から関電の鉄塔まで行ってですね、南側は御陵苑、そ

して近鉄生駒線に沿ってですね、竜田川を超えるこのエリアなんですけどね、最終的には確定されてないと思うんですけども、農地と言いながら上庄のお住みになってるところが含まれてる。あわせてですね、ここに輸入住宅とお菓子屋さんの工場が含まれてるとこの半分が含まれてるんですけども、これは何か意味があるんでしょうか。

それとですね、法的な位置づけは、奈良県の独自の事業だということはよく分かりました。言うてることはですね、土地面積が減っても高収益化の農業を進めようということだというふうに思うんですけども、それとですね、この地区は割と農地が整備されてると思うんですけども、過去にここの地区で農地整備は行われたんですかね。

それとですね、デメリットはないんですか、メリットばかり言われてるんですけども、私は心配してるんですけども、ここでもう一つ気になることは、この区域に指定されると、農家住宅は建てられないんですか。

それとですね、進捗状況ですけども、8月頃にとということなんですけども、地元とは合意形成を図れてるんですか。それによってですね、失礼な言い方もわかりませんが、固定資産税の減免とかいうことは考えておられるんですか。

それとですね、8点ぐらい具体的にこんなことをやるんだということで申し上げたんですけども、私はイチゴと小菊の産地間連携なんて何を意味してるんか、意味が分かりません。そのことは答弁がなかったと思いますが、もう一度御答弁ください。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

何点か再質問を頂きまして、そもそも考え方として、先に整理させていただきたいと思うんですが、これは都市計画事業ではなくですね、農地を農地として効率的に利用を考えるという整備計画でございますので、それについては農業振興地域の農用地という位置づけ自体は何ら変わることがないということで、まずお答えさせていただき、それと集落がこの中に含まれてるじゃないかと、こういうことですが、宅地とかですね、そういったものを何か変更するというような計画ではありません。あくまでも、農地の利用と集積、これを考えている整備事業と。

集落の地域が含まれているというのは、この集落の中にも農業用水路が走っております。場合によっては、その農業用水路の改修も必要になってくるといことで地域として含めていると。また、この地域は集落の周辺に細かい農地が点在しておりますので、こういったところについても、何らかの手だてが必

要であれば考えていくということで含めているということです。工場については、範囲の中には含めません。

それと、過去に農地整備されたのかということですが、この地域はかなり整然とした農地がありまして、昭和50年代ぐらいにですね、国の補助事業で農村総合整備モデル事業というような事業で圃場整備がされた。また、ガラス温室の建設だとかがされた地域です。圃場整備というのもメニューの中にはあるんですが、これはですね、当時、圃場整備された以外の地域を含めておりまして近鉄線の東側、西側地域、ここが圃場整備されてませんので、将来的に圃場整備という形でやるのか、あるいは農道を少し広げるといようなやり方をするのか、これについても今後この地域の方と協議をしてですね、圃場整備されてない地域についてどのように整備を進めていくのかは、今後考えていきたいということです。

デメリットがあるのかということですが、特に御心配されてるのは、このゾーンに設定されたことによって何か新たな規制が生じるのじゃないかということだと思います。特に農家住宅なんかの建設ができなくなるんじゃないかということですが、そういった規制については全く変わりません。今も農用地といような扱いになってる農地につきましては、農地転用するに当たっては農用地解除という手続をされ、農地転用の許可を取ることになります。そこら辺の事務についてもですね、ゾーンに設定される前とされた後については全く変わるものではありませんので、特にデメリットというものは生じません。

地元合意形成につきましてはですね、これまで奈良県も入って町と地元でいろいろ協議をしています。これ、役員さんだけじゃなく一同、関連する地権者の方も集まっていたいて、このゾーン設定については御説明もしております。かなりメリットが大きいですので、そこら辺については、地元の方については非常に歓迎していただいと。

また、ゾーン設定をしたからといって固定資産税云々というのは、全く影響ございません。ですから、固定資産税を減免するとか固定資産税が上がるとか、そういったことについては全くありません。

また、小菊とイチゴの産地間連携、これはどういうことかといいますと、農業従事者の労働力の確保ということで考えております。これがうまいこといくかどうかというのは今後なんですけど、小菊の農繁期とイチゴの農繁期が違います。小菊は夏秋、イチゴは冬、年末から春先にかけて、それぞれここに従事されてる労働者の方がですね、繁忙期はお忙しいんですが、そうじゃない時期は手持ち無沙汰になるといようなことがあるので、冬から春にかけてイチゴのほうで働いた方が、イチゴがなくなる初夏から秋にかけて小菊のほうで働くと

というような、年間を通して働く方が、仕事が確保できるというようなことが考えられないかという一つのアイデアです。

今、あくまでもこのゾーンというのは、先ほども言いましたように、農地を農地として利用するということには変わりありませんので、都市計画事業とは関連がありません。ですので、都計審とかにかかるといような内容の事業ではないということでございます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。工場はたまたま書いていた、でも実際はここには入れないということで、住宅は上庄でお住みになってる方は水路等があるから含めた、それは分かりました。私、この地区は町内をよく歩くわけですけども、非常に耕作放棄地が少ない、ないに等しい、このエリアは。平群町では珍しいエリアというふうに思っております。

それです、メリットが大きいということなんですけどね、もう一度ですね、具体的にどんなメリットがあるんだと。それは説明ちょっとしていただきたいということと、これはある時期にですね、議会にも私は説明していただきたいなと思うんですけどね。それはちょっとお答えいただけませんか。合意形成をやられるということですので、ある程度はもう進んでると。これ、いつ頃から進んでるんですか、分かれば。私はこんな話はですね、最近の話じゃないというふうに思うんですけども。その辺のところを御答弁いただけますでしょうか。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

先に、この件に関して、議会から説明の要求がございましたら、当然説明することにやぶさかではありませんので、そこはまた議会と御相談させていただきたいと存じます。

この話についてですね、奈良県から最初にお伺いしたのは去年の割と早い時期だったかなと。こういうようなことを考えているということで、町長がフォーラムで発表する中にこういった計画があるよということで説明された。ちょっと記憶が定かじゃないですけど、去年の割と早い時期であったと思います。

この事業のメリットということですが、まずですね、ここの地域の地権者の方の後継者不足っていうのが非常に顕著になっております。地権者によって耕

作できない農地が増えております。ただ、上庄・梨本営農くらぶという団体が、この地域の農地の管理だとか作付だとかを代行することによって、遊休農地っていうのが今はほとんどないという状況です。

またですね、農家個別で農地を貸し出して、借り受けた農家がおのあの作物を生産しているというような状況です。例えば、地権者が作れない農地を小菊農家に貸すとかそういうことをやっているわけです。農家の方の個別の対応に任せているとですね、この地域に様々な作物が点在して存在することになります。そうすると、やっぱり営農効率が悪いと、そういう問題が一つあります。

それと、営農に最も重要なものとして水があります。この地域はですね、矢田丘陵からの溪流から流れてくる非常にきれいな水を利用されてるんですが、このゾーン設定によってですね、農地を集約していく中で、この地域の比較的上流部分に稲作を誘導すると。稲作というのは、やはりきれいな水が必要ですから、それと次にイチゴ、ハウス園芸でやられてるこのイチゴも、この地域は自然水を利用されてます。きれいな水ですので、自然水を利用することができる。他の地域では、水道水を利用されてるといようなこともあります。水道水を利用するとなると、料金が物すごく高くなるんで、その意味でいいますと、ここでイチゴをするというのは非常に有利だと。この地域の下流域にはですね、できたら小菊を集約したいと。農薬の散布なんかが頻繁にされる小菊の農地を下流域に集約していくと。小菊の農作業についてはですね、繁忙期には非常に多くの人数で作業することになって、自動車を農地の横に横づけして作業すると。そのことによって、道路が通行しにくくなるというようなことがありますので、できるだけ一つのところに集約して、その道路を整備計画の中で一部拡幅をして通行を確保するといようなことも考えてます。

ただ、用地買収するまでの大きな道路拡幅じゃなくて、道路ののり面に擁壁を建てて、1メートルとか数十センチ広げることによって、軽トラックなんかの車両が道路に止まってても通行ができるようになっていようなことを考えたりですね、ハード事業に関しては、これから地元の方といろいろ協議しながら、どういったものをしていくかということは今後考えていくんですが、ハード事業については、そういった様々な水路改修だとか池の改修だとか道路の拡幅だとかそういったこと。あるいは圃場整備ができてない地域の道路を拡幅するなり、圃場整備していくとかそういうことを考えていくと。ソフト事業でいいますと、先ほど言いましたように、稲作、イチゴ、小菊、野菜といようなことをできるだけ集約して、耕作する上での効率を上げていくといふうなことで考えるというのが整備計画の主な狙いでございます。

以上です。

○議 長

森田議員、マイクお願いします。森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。今、参事から御説明いただいたんですけどね。県からの補助が当然出るわけなんですけどね、全額補助ということはまずあり得ないと思うんですけども、考え方としてよ。過去の川西町が受けてるところはどんな補助メニューでやられてるのか。町単はないんでしょうか。その辺のことを分かる範囲で、分からなければ結構ですけども。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

補助メニューということなんですけども、こちらにつきましては、県が事業主体となって実施されまして、国のほうで55%、県で32%、あと町と地元で13%という形の地元・町負担になります。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。町と地元負担が13%ということなんですけども、当然、事前にこういうことは合意形成が図られてるというふうに理解していいんでしょうかね。その辺のことを答えていただいて。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

町と地元で13%っていう話、国の補助だとか県の補助についての比率については、地元には説明させていただいてます。これについても非常に歓迎されております。通常事業ですと、国が50%、県補助がなくて、残り町と地元。おおむね50%を折半するようなのが通常であろうかと思えます。このゾーン設定をすること、それとその他いろいろ事業メニューを選択することによって、今、課長が申し上げたような補助の比率、地元と町の負担比率というようなことになりますので、相当有利だということもありまして、これまでもこの地域、地元の庄・梨本営農くらぶの中で水路改修だとか池の改修なんかもしてもらってるんですが、そこでもやっぱり地元負担がこれまでもございましたので、そういうことでいいますと、全体的にいろんな整備メニューが使えて、地元負担も少なくて済むということで、合意といいますか、むしろ歓迎していただい

てるというところでございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。先月の27日に、農業白書が閣議決定されたわけですね。その中でですね、一番言うてるのは、いろいろあるんですけど、持続可能な農業構造の実現に向けて取り組むことは重要だと言いながら、平群町の基幹産業は農業でありながら、耕作放棄地は2015年の農林センサスによるとですね、4分の1が耕作放棄地なわけなんですね。それと、やはり担い手不足、後継者不足というのがございますので、そういうことも重点的に町として取り組んでいただくことをお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の2項目めの竜田川からの浸水対策についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成27年の水防法の改正により、ハザードマップの氾濫想定区域を指定する上で、大和川流域における氾濫シミュレーションの条件として用いる想定雨量が「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」へと変更されております。そこで、その降雨量に即した対策を講じる必要があるのではとの御質問ですが、この数値は、近年の予測もできない集中豪雨で1000年に一度の確率でしか起こらないほどの大規模災害想定に基づく数値として用いたものであって、想定し得る最大規模の降雨であり、防災ハザードマップのみにおける数値となっております。このハザードマップは、洪水時における人的被害を軽減させるため、住民に対して平常時から迅速かつ適切な避難行動を促すものであって、施設整備を求める指標ではないものとなりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、水害時に避難できない避難所がある問題に対し、全ての住民が安全に避難できるか疑問があるとの御質問ですが、大規模な災害時には、いかにして災害情報を迅速、確実に伝達するか、また避難行動に支援が必要な方々が安全に避難できるかが課題となっております。避難所情報については、防災行政無線、平群町メール配信システムや、緊急速報メールでの配信、平群町防災アプリ、ヤフー防災速報の活用のほか、奈良県による防災システムとも連携し、Lアラートで呼びかける準備をしております。住民の皆様には、あらゆる情報ツールを活用し、情報収集いただけるよう事前の周知徹底と避難準備をお願いし

てまいりたいと考えております。

また、避難行動に支援が必要な方々につきましては、日常より自主防災組織や民生委員とも連携を図りながら、共助による避難に努めていただけるよう啓発してまいりたいと考えています。いずれにしましても、全ての住民が安全に避難できるよう努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

このハザードマップは、ソフトのためのハザードマップですか。今の話は避難行動のためのハザードマップというふうに私はお聞きしたんですけどね。1000年に1回の災害がですね、明日起こるかもわからないわけじゃないですか。起こったときに浸水したり、堤が浸食してですね、洪水することも考えられるわけじゃないですか。そうするとですね、全国のハザードマップは、今、部長が申し上げたような基準で作ってるんですか。テレビでですね、洪水のリアル、こんなところで起こるといようなことを、車が流されたりとかいうのはですね、それによって大和川が何かの指定になったというふうに聞いているんですよね。特定都市河川になってですね、大和川の本流は国が整備すると。管理がそうですから。支流は県が管理することになってるわけですけども、それは水害とかになったときには誰が責任を取るんですか。その辺のところをもう一度御答弁ください。

それとですね、他の自治体の生駒市も斑鳩町も竜田川水系ですから、そのような考え方で、ハザードマップはお作りになってるんでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

ハザードマップの基準ということで、全国でも同じような基準で作られてるのかということでございます。これは全国同じような基準で作っております。

河川の管理っていうところで、誰が責任を取るのかっていうことですので、平群町でしたら竜田川というところで、これにつきましては、郡山土木が管轄してますので、防災対策が必要な箇所については県に要望し、必要な対応をまた求めていきたいと思っております。

以上でございます。



○議 長

森田議員。

○8 番

私も斑鳩町のハザードマップを見ました。お隣の生駒市のハザードマップを見たらですね、全然、精度が違うんですよ。生駒市のハザードマップの地図はですね、そのエリアを2500分の1ぐらいまでに拡大して出てるんですよ。そのエリアをクリックするとですね、50センチ浸水しますよとか、ここは2メートル浸水しますよ、クリックしたらそこへ出てくる。自分の家が出てくるんですよ。それはどんな作り方をしてるのか、ちょっと分かりませんがね。私はね、あれをもう少し県にも要望してですね、いつか分からない災害についても対応するのは、私は自治体の責務じゃないかなと思うんですよ。それは県がやるのか、町がやるのか、それは別としてですね。と思うんですけども、それとですね、6月議会でも申し上げましたが、該当する自治会とか住民の方への周知徹底ですね、この地区は浸水しますよとか避難所に行くことは困難になる可能性がありますとかいう説明は、いかがなっておりますでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいま御質問いただきました点についてお答えをさせていただきたいと思えます。

浸水区域に想定されてる区域の自治会などに個別に説明会などを開いたのかという御質問でございます。現在のところ、説明会を個別に開いたりはおしておりません。ハザードマップでの確認ということをお願いをしておるところでございますけれども、その想定区域の中で自主防災組織を組織されておられる地域もございますし、特に民生委員さんにおかれましては、年に一度必ず、この防災に関する打合せと申しますか、協議会なども開催しておりますので、その点については、個別に民生委員さん、または自主防災組織を通じて、その区域の危険性などについては、引き続き啓発をしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議 長

森田議員。

○8 番

今の話でしたら、自主防災組織がないところもあるんじゃないですか。全部あるんですか、このエリアに。この水系に今被害が出るようなところは、自主防災組織は組織されてるんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいま御指摘いただきましたように、自主防災組織が組織されていない自治会もございます。それは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、民生委員さんを通じて、その啓発に努めていただいているという部分もございますし、我々はこの時期、また9月、10月、台風の時期に合わせてですね、広報などを通じて、また全町民の皆さん方にも危険性については周知をさせていただいているというところでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議 長

森田議員。

○8 番

私は民生委員のお仕事じゃないように思うんですね。今、課長が言われたことはですね。私は民生委員の仕事じゃないと思います。その辺のどこの答弁は結構ですけどね。昔からですね、地産地消は政の要諦というふうに言われているわけですが、これは今も変わらないと思います。住民の生命・財産を守ることが町の責務である。気を引き締めて、ハード・ソフトの防災対策をお願いしておきます。

それとですね、いつ起こるかもわからない災害やコンプライアンス、ガバナンスなどの一元的な管理といいますか、統括調整する専門職、危機管理監とか危機管理担当といった職員を配置することを求めて、この質問はこれで結構でございます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、森田議員御質問の3項目め、クビアカツヤカミキリの被害についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、クビアカツヤカミキリは、平成30年1月に特定外来生物に指定されており、飼育、保管、運搬、屋外への放出等が禁止されております。幼虫は、4月から10月頃に樹木の内部を食害し、フラスを排出しながら2年から3年を過ごして、5月から8月頃に成虫となって樹木の外に出てきます。平群町内では、令和2年6月29日に成虫8頭を確認し、樹木4本に薬剤注入、幼虫駆除を行い、幹の幹部にネット、幼虫の飛散防止を設置して対策を講じております。令和3年度では、確認調査を実施しましたが、成虫や被害

木は確認できませんでした。令和4年度については、令和4年5月31日付で奈良県水環境・森林・景観環境部景観・自然環境課長より、6月から10月末まで隔週の確認調査依頼があり、令和4年6月2日に確認調査を実施したところ、成虫は確認できませんでした。7本の樹木にフラスを確認したため、殺虫剤を散布し対策を講じました。

クビアカツヤカミキリの被害は、現在、県内へは侵入初期の段階であるため、早期発見、早期防除を行うことが、桜、梅、桃等被害を拡大させないためにも重要であることから、ホームページなどで情報提供を広く呼びかけると同時に、奈良県の協力の下、引き続き隔週で対象木の調査確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、被害木が確認されたんですかね。どなたが確認されたんですか。その情報はどこから入ったんですか。職員が見回りをして被害木を確認されたのか、それが1点。

それとですね、町内には生産果樹園はないと思うんですけども、小規模な花卉栽培農家とか中央公園とか庭木の梅とかいうのはですね、管理が特定できるわけですね。所有者が明確に分かってると。竜田川沿いのあの桜はどなたが管理してるんですかね。一番面積が多い、木の数が多いのは、竜田川沿いの桜じゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように管理というか、幼虫のチェックとかですね、被害木の確認をどのようにされてるのか、お答えください。

○議 長

事業部長。

○事業部長

先ほど私の答弁の中で、令和2年6月29日、成虫8頭を確認したとお答えしましたが、その確認をしたのは町の職員でございます。

それと、竜田川沿いの桜の件についてお聞きになってたかと思えます。この桜につきましては、竜田川まほろば遊歩道を推進する会というものがございまして、そちらの会の御協力の下、植えたものでございまして、管理については町のほうで行っております。

○議 長

森田議員。

○8 番

分かりました。町の職員が確認したと。それは巡回か何かされてたんですかね。普通はああいうのはですね、こんな小さいものですから、これは県から頂いたんですけどね、成虫はこんな小さなものなんですわ。そんなに大きくない、体長が2.5から4センチぐらいの小さなものですから、なかなか確認は私にはできないと思うんですよね。これを見つけるのは至難の業だと思うんですけども、これは巡回か何かされてて分かったんですかね。

竜田川の桜については、管理責任は町にあるということですか。ということは、未来永劫あれについては町が管理していかないといけないわけですか。植えっ放しですか、あれは。植えた方は管理責任はないんですか。ネームプレートまでつけてやってるわけですから。どういういきさつでそうなったか分かりませんが、その辺の分かる範囲をお答えください。

○議 長

事業部長。

○事業部長

クビアカツヤカミキリの成虫はどうやって分かったんかと、何で確認できたかということについてはですね、県のほうからクビアカツヤカミキリが特定外来種に指定されていると。そういうことから、町内においても、いわゆる対象木の確認をするようにというか、注意喚起がございましたので、そういう意味において、町職員が管理といいますか、パトロールをしたところを確認できたということでございます。

それと、竜田川沿いの桜の件ですね、これは先ほど民間の団体の協力を得て、植樹をしてですね、現在のところ町が管理していると、そのように申し上げました。この植樹については、植樹された方のネームプレートですか、そういうものもつけて管理しておりますけども、基本的には町のほうで管理するというふうになっております。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。町が管理してるのであれば、森脇橋から南に15本ぐらい来たところの桜の木は枯れかけてますよ。町が管理してるのであれば、どういうチェックをされてるのか知りませんが、きっちり管理するのであれば、町の職員もきっちり管理していただきたい。ネームプレートに書いてある方がですね、逆に言えば迷惑を被るんじゃないかなと思いますので、その辺はお願いしておきます。

このクビアカツヤカミキリは、先ほども申し上げた特定外来生物ですから、

これは早く駆除することが一番なんですよ。県の資料にも書いてますように、先ほど町では8頭確認されたということは、もっと私はいらっしゃると思うんです。どこから飛んできたかもわかりませんが、そういうことがありますので、住民に対する注意喚起ですね、ホームページ、広報紙できっちりしていただいて、県がこれを出しておりますからね。ただ、町広報紙も自治会に入ってくれてない人はもらえないとかいう問題も若干残るんですけども、注意喚起だけきっちりしていただくことをお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の4項目めのウクライナからの避難民の支援についての御質問にお答えいたします。

このたびのロシアによるウクライナに対する軍事侵攻により、ウクライナの人たちは第三国への避難を余儀なくされ、日本政府においても避難民の受け入れを表明しております。6月12日現在、日本に避難された方は1,296人で、国内では行政、企業、NPO法人などが連携し、様々な支援が行われています。

また、奈良県内におきましては、5名の方が避難されており、一部の方はその市町村にゆかりのある御家族の方であると聞いているところでございます。奈良県では、4月に避難民の生活支援等の相談を受け付けるワンストップ相談窓口を設置されており、運営に当たっては各市町村と連携の上、支援を進めることとしています。

町の避難民の受け入れに際しては、難民申請や住居確保、通訳、生活支援など、国や奈良県と連携しながら対応していきたいと考えております。特に町民の方の御家族などの受け入れの要請があった場合には、町として住居の確保や生活資金など、避難民の状況に応じた受け入れができるよう各課連携を図るとともに、議員御提案の住民や町内事業者とも協力を求めながら、できる限りの支援をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。何か部長の話をお聞きしておりますとですね、私は受け身じゃなくて町も積極的に受け入れすべきじゃないかと。これをやることによって、町のイメージも上がるわけですね。財政的な負担が若干あるのかもわかりませんが。一番いい例がですね、平群町は仕事の間というんですか、雇用

の与える場所があるわけですね。具体的に言いますと、道の駅のレストランなんかは、逆に言えば、ウクライナ料理を提供するとかですね。受入れはそういう国内の受入れの窓口があるわけなんですよね、県じゃなくて。そういうところにもやっぱり働きかけてですね、ウクライナ料理を提供するような、道の駅のレストランに用意するとかですね。例えば、その売上げの一部をウクライナに寄附するとかそういうことも知恵を出さないと私はいけないと思うんですよね。私はちょっとウクライナ料理は知りませんが、ボルシチ料理が一般的に有名なようですけどね。これはシチューに似た料理ですわ、大抵。私もネットで見ましたが。たまたま聞いた話なんですけどね、生駒にもウクライナの方がお住みになってるということも聞いたことがございますので、その人たちの協力を得てですね、その料理の指導を頂くとかしてウクライナを支援してあげればどうかというふうに思うんです。

もう一つは、ウクライナをホームページで見ますとですね、ウクライナのあんな寒いところでワインを造っておられるんですね。ビールも造っておられるんです。アルコール類は、宗教上のとこで駄目なところがあるんですけどね、ウクライナは造っております。平群町は、ブドウの産地なわけなんです。だから、うまくそういうのをドッキングしてですね、ワインを造るとかそういうことに取り組むことも必要じゃないかなと思う。必ず出てくるのは、お金をどうするんだという話になるんですけども、そんなんはクラウドファンディングをやればですね、今どきお金が集まるわけですよ。町ができれば、地域振興センターでそれをやっていただくとかですね。私はぜひともやるべきだというふうに思うんですよね。

もう一つは、私も町内の事業者の方にウクライナからの避難民を受入れしてくださいよと申し上げたら、いいですよ。その人は雇用ですよ、あくまでも観光ビザじゃなくて雇用で雇ってもいいですよ。寮もあるし、数名は受け入れてもいいですよという話も頂いております。だから、積極的にプロジェクトもつくってとかそういうことで、やはりウクライナへの支援をすべきじゃないかなと思うんです。この戦争は年内には終わりませんよ。通例ですね、イラク戦争とかベトナム戦争からすればですね、10年以上もかかっているわけですから、どんどん私は避難民が出てくると思いますので、その辺のことはもう一度、分かればお答えいただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点で国等からの避難民の支援要請というのは来てないんですが、今現在、先ほど説明させていただきましたとおり、奈良県には5名ということで、今県内の自治体で4自治体が受入れを、住居の支援とか表明はされているんですが、今後、さらにまた避難民が増加するような場合には、人道的にも平群町も積極的に支援をしていきたいと、そういうふうを考えてますので、そのときには議員御提案いただきましたウクライナ料理とか、ワインを造ったらどうやとかそういうふうクラウドファンディングではどうかとか、そういうことを参考にしながら検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

今、大事なことは企画なんですよ、自治体に求められてることは。本当に自治体間の競争が非常に激しくなってるわけじゃないですか。やはり知恵を出してですね、町長を支える、副町長を支える、教育長を支えるような企画を私はすべきじゃないかと、そういうふう思うんですよ。そうすることによって平群町がよくなり、財政もよくなると思うわけですので、ぜひとも政策というより、どういうんですか、企画力を上げるような業務をして、平群町のアップにつなげていただきたい。そういうことをお願いしまして、私の一般質問は終わります。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時03分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7番

それでは、通告に基づいて、大きく3点について質問をさせていただきます。

1 点目は、虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続をとということで質問します。

町がウォーターパークの廃止を決めた最大の理由は、補修に莫大な経費 5 億 4, 0 0 0 万円が必要で、現状の町財政では不可能とのことでした。しかし、3 月議会の私の一般質問で、経費 5 億 4, 0 0 0 万円は補修ではなく、その大半が四つのプール槽全てを撤去して新設する、要するにプール槽全てを入れ替える経費だということが明らかになりました。そして、ウォーターパークの運営継続に全てのプール槽の入替えが必要なのかについて、教育部長の答弁は、全てのプール槽を入れ替えないといけないということは正直分からないとのことでした。これは補修に 5 億 4, 0 0 0 万円必要との住民や議会への説明と矛盾します。

そこで 2 点、お伺いします。

1 点目、3 月議会での、なぜ経費の大半がプール槽の入替えなのに補修と説明したのか。この私の質問に、交換も含めて説明したと答弁しましたが、そのような説明は一切なく、住民向けにホームページに掲載された平群町のウォーターパークの今後の在り方、これにもプール槽入替えの説明は全くありませんでした。このことは明らかに虚偽説明であり、住民に対する背信行為と考えます。町長と教育長の見解を伺います。

2 点目は、ウォーターパークの運営継続にプール槽の入替えが必要かどうかについて。3 月議会で教育部長は、全てのプール槽を入れ替えないといけないということは正直分からないと答えました。これは入替えが必要かどうか分からないのにもかかわらず、本来の改修経費の積算もしないで、入替えの概算経費を補修と偽って、住民と議会に提示したということです。これは許されません。町長と教育長の見解を伺います。

次に、1 9 9 3 年（平成 5 年）に建設され、今年で 2 9 年経過したウォーターパーク、本当に廃止しなければならないのでしょうか。町は、施設の老朽化を強調して、現状では使い物にならないように喧伝していますが、果たしてそうでしょうか。私は、3 月議会で町が改修経費として、住民と議会に示した 5 億 4, 0 0 0 万円の基になったのは、プール施設工事概算書であること。その概算書は、プール槽は補修ではなく入替え、ろ過器は交換ではなく既設利用となっていることを暴露して、町の説明が虚偽だったことを明らかにしました。この 3 月議会の時点で、私はこの概算書は町がウォーターパーク廃止の方針にかじを切った昨年 2 月の少し前、今から言えば 2 年前の 2 0 2 0 年頃に作成されたものと考えていました。しかし、その後、この概算書は、6 年前の 2 0 1 6 年（平成 2 8 年）に作成されていたということが明らかになりました。



そこでお聞きします。

1、概算書が作成された2016年は稼働後23年、この段階でプール槽全体的入替えの概算書を作成したのはなぜでしょうか。誰の指示で作成したのでしょうか。また、概算書を基にして住民と議会に提示した改修費5億4,000万円は、誰が指示をして作成したのでしょうか。

2点目、概算書作成の翌年、2017年(平成29年)、町はこの年の営業前に963万円かけて、幼児用プール槽の防水塗装工事を行い、塗装の保証期間6年(令和5年7月まで)を要求しています。概算書のプール槽入替えと矛盾します。この点についての説明を求めます。

3点目、この概算書には、作成者も会社名も宛先もありません。ある意味、怪文書のようなものと言えます。この概算書を基に作成された改修経費5億4,000万は信憑性に欠けると考えます。町長と教育長の見解を伺います。

4点目、町がウォーターパーク廃止の方針を決めたのはいつでしょうか。議会への説明は、昨年2021年2月5日の全員協議会でした。

5点目、3月議会で、私はプール槽は入替えではなく、本来の補修工事の積算をして存続か廃止かを判断すべきだと指摘しましたが、町長はあくまでそれを否定しました。しかし、住民や議会に教育委員会が示した改修費5億4,000万円の元資料は、今から6年も前の概算であり、プール槽入替えを補修と改ざんしたものでした。今からでも本来の改修経費を積算すべきです。町長の見解を求めます。

大きい2点目、櫟原山林のメガソーラー開発について。

櫟原山林のメガソーラー開発、防災措置をせずに30ヘクタールもの山林を伐採してから1年以上たちました。下流河川の勾配偽装が発覚し、県が工事をストップさせてちょうど1年です。伐採したまま放置すれば、大雨で災害の危険が高いことから、下流域の住民や町内住民団体から伐採に見合った防災施設の設置をとの要望が早くから出ていました。

そこでお尋ねします。

1点目は、事業者は昨年11月頃、11か所の沈砂池を設置しましたが、洪水の調整機能がなく、防災施設としては全く不十分なものでした。住民団体らの粘り強い働きかけで、県の担当部長は、昨年12月と今年3月の県議会で、梅雨時期をめどに、できる限り早い時期に必要な調整池を設置するよう事業者への指導を強化する、このように答弁しました。しかし、梅雨時期に入った今日に至っても、伐採に見合った防災施設は設置されていません。現状はどのようになっているのでしょうか。また、町としてどのような取組をしておられるのか、お尋ねします。

2点目、どのような開発であっても、安全が最優先されなければならないの  
は言うまでもありません。しかし、このメガソーラー開発の事業者は、下流河  
川の勾配を偽装していました。本来、下流域の河川、水路については、管理す  
る町と協議の必要があったはずですが、最初の申請でも、昨年2月の変更申請  
でも行われませんでした。事業者は今後、新たに変更申請をすることになりま  
す。その場合は、町としても住民の安全を第一に協議すべきと考えますが、町  
長の見解を伺います。

3点目、防災施設の規模の基となる集水面積を事業者が小さくしていたこと  
が、新たに発覚しました。このことを町は把握しているのでしょうか。

大きい3点目は、山林や農地の盛土などの造成工事について。

本町では、近年、広域農道沿いの谷の大規模な埋立てや規模の小さい太陽光  
発電、農地造成、農地の宅地化などの事業が行われています。これらの事業に  
ついては、山間部等での無秩序で危険な土地の埋立て等の防止を目的に、平成  
9年（1997年）に、平群町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例  
が制定されました。しかし、この間、山林や農地を盛土や切土する事業におい  
て、様々な問題が噴出しています。

そこで何点か質問します。

1点目、造成に伴う盛土に産業廃棄物が混入している事例があり、この間、  
この本会議場でも取り上げられています。この数年間のその事例数と内容、町  
としての防止対策を説明してください。

2点目、昨年5月と8月の2回も土砂崩れを起こした北久安寺の太陽光発電  
所の造成工事における産廃の処理について。昨年12月議会での稲月議員の一  
般質問では、事業地内に既に産業廃棄物混じりの土砂であったため、事前に奈  
良県廃棄物対策課、景観・環境総合センターに産業廃棄物の有無を確認してい  
ただいたところ、産業廃棄物が確認されたので、土砂と廃棄物の分別時、分別  
した土砂の搬出時、分別した廃棄物の撤去時に再度現地で土砂廃棄物の状況  
を確認することで許可となりましたと答弁していますが、廃棄物の撤去先は確認  
されたのでしょうか。また、稲月議員は、搬出する予定の土砂に産廃が含まれ  
ていて許可されず、事業地の隣接に盛土されたと指摘していましたが、この点  
について町は把握していたのでしょうか。把握していたなら、どのような対応  
をされたのでしょうか。

3点目、昨年度、二度も土砂崩れを起こした久安寺の太陽光発電所について、  
造成工事に問題があったのではないかという指摘があります。設計では、場内  
の排水が幅240ミリメートル、深さ240ミリメートルのU字溝に集められ、  
埋設された配水管200ミリメートルで、東側に流されるようになっています

が、埋設管から先は既設水路に放流とだけで、接続先は不明です。既設水路は、埋設管に十分に見合ったものなのではないでしょうか。また、このU字溝は、昨年8月の土砂崩れの後の8月31日の現地確認では、造成後の地面がU字溝よりも低くなっていました。多分、雨で地盤が沈んだか、洗掘されたことによるものと思われるのですが、このために雨水はU字溝に入らず、傾斜の低いほうの菊畑に流れたと考えられます。この点について確認されたのでしょうか。さらに、設計図面では、U字溝の下にコンクリートの基礎がなく、モルタルが30ミリメートル敷かれたところにU字溝が設置されることになっており、強度に疑問があります。国土交通省などの標準図では、モルタルの下に碎石、栗石を100ミリメートル設置するようになっています。この点について、適切な指導をしたのでしょうか。

4点目、この久安寺の太陽光発電所は、今年1月31日から発電をしているようですが、下流域に三度目の土砂崩れなどの危険はないのでしょうか。

以上、大きく3点について、町当局の明快な答弁を求めます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、大きな1点目、虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークの存続について答弁させていただきます。

まず1)番、プール槽の入替えの説明のない虚偽説明についての見解ということでございます。これまでに様々な指摘もありましたので、安全を担保した上で運営可能な経費について精査をしております。この中で5億4,000万と御説明した経費については、プール槽の入替えを必要とするものと、補修で対応可能なものが混在しておりますということが現在のところで見えております。そのほかに、増額の経費が必要なものもございます。このようなことから、お示しをした数字につきましては、まだ差異が生じるということになりますが、意図的にこの数字を示したわけではございません。

それから②番目でございます。本来の改修経費の積算なしに、入替え経費を補修と偽ったことに対しての見解ということでございます。先ほどお答えしたとおりになるんですけども、偽るつもりということは毛頭ございませんが、結果として、入替えと補修の経費が混在することになっております。事実として、積算内容に差異が生じる見込みでありますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2)番でございますけども、まず①でございます。プール槽の入替えの概算書ですね、なぜ作成したのか、誰が指示したのかということでご

ございます。平成28年以前から、毎年、数百万円かけてウォーターパークの改修を行い、開場してまいりましたが、御承知のとおり町財政も逼迫している中、今後について、幾らほど修繕費がかかるのかという資料はございませんでしたので、何かしら目安となるべき見積りがないかとのことで、ウォーターパーク建設当時のメーカーに依頼して作成していただいたということでございます。

それから、続きまして②でございます。概算書の翌年に、平成29年に、幼児用プールの塗装963万を行い、保証期間6年、プール槽入替えというのは矛盾しているということについてですけれども、幼児用プールの塗装工事につきましては、プール槽内部の塗装の剥離が激しく、安全面で緊急性が高いので、塗装工事を行ったということでございます。

それから、③番でございます。概算書の作成者は会社名もない、信憑性に欠けるのではないかということに対する見解でございます。先ほどもお答えしましたが、概算書につきましては、今後の改修費の目安として、建設当時のメーカーに依頼して徴取したものでございまして、プールの存続のための予算基礎資料でございました。その後、ウォーターパークの存廃を検討するための概算書から改修項目を抽出し、5億4,000万の積算を行いました。あくまでも概算書ですので、数字については多少変動するものと理解しております。

続きまして、④でございます。町がウォーターパーク廃止の方針を決めたのはいつかということでございますけれども、安全を担保した運営を行うために、どの程度の予算が必要かということを経算し、廃止の方向性を検討し始めたのは、2020年、令和2年度中でございます。そのため、改修費用を前の概算書から項目を抽出して、5億4,000万の積算資料を作成しております。財政的に存続は困難との結論に至り、令和3年2月の全員協議会で廃止の方針を御説明し、関係団体の意見を賜り、令和3年7月には町ホームページでパブリックコメントを募りました。最終的には、令和3年12月に条例改正の議決を頂き、令和4年3月末で廃止したということでございます。

続きまして、⑤番でございます。本来の改修経費を経算して、存続か廃止を判断すべきとの見解でございます。冒頭申し上げましたとおり、様々な御指摘を受けまして、5億4,000万の積算内容について、これについては不十分であったと思われる項目もございましたので、積算内容については一定の精査を行っている最中でございます。精査をしている最中ではございますけれども、改めてウォーターパークの安全を担保して運営するためには、およそ4億程度の改修費用が必要ではないかと、現在のところ見ております。さらに、それぞれに相応したランニングコストがかかっていくというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山口議員。

○7 番

ひどい話やね。今の話を総合すると、要するに廃止を町が検討し出したのが2020年、今から2年前と。普通ならですよ、その時点で安全に運営するためにはどうするのか。それと建設から二十七、八年ですから、そのときは27年だと思いますが。27年程度ですから、何ていうんですか、寿命が来てるといことではないですよ。耐用年数が何年か、ちょっと聞くのを忘れましたが、後で答えてください。もともと耐用年数は何年だったのか。

だから、普通なら安全に担保する、それは当然です。どうしたら使えるかということで、本当なら考えるんですよ、まず。せっかくの財産ですから。財政が大変やから、もう廃止してしまえと。ランニングコストもかかるし、やめちゃおうと、こんな行政ありますか。たった二十六、七年で。そこでひどいのはですよ、検討し出したと。ちょうどその2年前から言うたら、その4年前に作った、ちょうどええ資料があるわと。プール槽入替えて書いてあるわと。入替えて6億2,000万かかるっていう資料が出てきたと。ただ、誰が指示して作ったかもわからないじゃない。さっき説明なかったでしょう。誰が指示したんですか、何もないじゃないですか。教育長ですか、前の教育長ですか、定期的に言えばどうなんですか。

だから、そんなんも全くなしに、町全体で協議して廃止を決めてるわけだから、そんな古い資料を持ってきて、そこで幹部の中で誰かが、いや、こんな古い資料だけではあきませんわと、ちゃんとチェックしましょうよっていう声は出ないんですか、町長。そんないいかげんな行政よくやっていますね。信じられへんわ。そうでしょう。2020年のいつかは知らんけども、コロナで2020年から使えなくなった。1年、2年、そのときは1年だけと思ってたんか分からんけど。で、どうするか、ちょうど県から重症警報も出た、財政のね。これはええわと、ランニングコストも要らんようになるし、もう子どもだけのことやから廃止してしまえって、そういう判断でしょう、短絡的な。全く科学的根拠も何もしてないじゃないですか。4年も前から出してきて、6億2,000万を5億4,000万に、そこでプール槽を入替えて本来書かなあかんのを、補修ですよ、あなたたちが書いたのは。こんなでたらめをしといて、反省も何もないんだ。町長も一切謝ってないよ、住民に対して。本来なら、即刻辞任ものでしょう。こんなでたらめなことをやって。そんなでたらめな行政が許されるのかっていうことなんですよ。もう答弁になってないじゃないですか。

一つ目、二つ目は反省の態度を示すべきです、まず。うそをついたんだから。うそじゃないんですか、町長、はっきり言ってください。うそをついてませんと。今の答弁は、だますつもりはなかったですよ。つもりはなかったって、だましてるじゃないか。だまして、議決を取ったんじゃないですか、結果として。誰が聞いたってそう言いますよ。あなたたちの資料を全部出してみなさいよ、これ。ホームページから取ったやつも含めて、議会に出したやつも全部含めて、どこに入替えて書いてあるんですか。全部補修って書いてあるじゃないですか。そんなでたらめよく言いますね。町長、まず反省してるのかどうか言ってくださいよ。だから一旦元に戻すべきです、はっきり言って。うそをついてやったやつなんか。

ほんで、今4億かかるって言ったけど、ちゃんと資料を全部出してくださいよ。全部専門家にも見てもらいますから。現場も見せてくださいっていう要望をしてますから、それも含めて、1社だけじゃなしにちゃんと見てもらってやるべきです。住民の貴重な財産ですよ。それをそんなことをするっていうのは、私は許さない。誰が指示したんかも分からんのでしょ。町長もよくそんな、当時決めるときに、4年も前の資料から作ったやつを認めましたね。普通おかしいと思うでしょ、こんな素人でも。何でそこで誰も幹部は1人も疑問を出さなかったんですか。住民も議会もだましておけばええわということですか。言葉は悪いけど、そういうことですよ、これは。偽装であり、改ざんなんです。犯罪ですよ、はっきり言って。

教育長、そう思いませんか、教育者として。何十年も教育者としてやってきて子どもにうそをつけなんて言わないでしょ。公然とやってるんだからそれを。

町長、答えてくださいよ。もう一つ一つ聞くのがばからしいなってきた。だましたんでしょ。だますつもりはなかったって、結果としてだましてるじゃないですか。それは認めるのかどうかですよ。ここに書いてある議会に出してきた全部の資料、これは改ざんしてるじゃないですか、実際に。入替えと補修は一緒ですか。3月議会で、当時の巳波部長は、何かそんなことを言ったみたいなのわけの分からん答弁をしたけど、一言も言ってないですって。去年の12月の廃止議案まで議会に3回説明がありました。去年の2月5日と、その後3月5日にもう1回あったのかな。ほんで緊急財政健全化計画を確定した10月か11月か、去年のね。そのときにもありました。ほんで12月議会に出してきたんです、議案としてね、それも一緒の資料でした。1回もそこに入替えなんて書いてません。だから、それをもう1回答えてほしいのと。

もう一つ具体的に言うのは、例えばね、要するに幼児プールを全面補修して

るんですよ、あれ。壁を全部塗り替えて塗装し替えてるんです。だから1,000万近くかかっている、九百何ぼかかっている。そのとき幼児プールは、今の答弁で安全性が担保できないから修理したって言ったよ、そのとおりやね。じゃあ、その6年前に、入替えの経費を出したときに、一緒に何で補修の経費は出さなかったんですか。幼児用のプール以外を全部入れ替えんとあかんという結果やったんですか。でも、それまでの町に出されてる、ヤマハかどうか知らんけど、メーカーからの点検資料には、入れ替えんと使い物にならんなんて、どこにも書いてないんですよ。そんな報告はどっからあったんですか、それを説明してくださいよ。それと最初に言った、町長、答えてくださいよ。

○議長

教育部長。

○教育部長

何点か質問いただきましたけども、入替えということは、全然過去の資料にも書いてないということでおっしゃっていただいて、私も過去の資料もちょっと見させていただいたんですけども、例えば令和3年2月5日に全員協議会を開催させていただいております。このときの資料を見ますと、私どものほうは、大規模改修にかかる費用ということで、この概算ということで補修という言葉を使ってないということなんですけども、それとあと後ろのほうで、同資料の方針でもリニューアルの費用という形で表現をしているということになっております。考え方としては、入替えを含むという思いから作成したというふうに考えてるんですけども、現実として言葉の使い方ですね、いろいろその後のパブリックコメント、また12月議会での資料での補修であるとか書き方がちょっと混在したということに関しましては、こちらもう少ししっかりと言葉を使っていかなければならなかったというふうには考えておるところでございます。

それから、幼児用プールについての質問が分かりにくかったんですが、これについては、剝離がすごかったので、これは補修というんでしょうか。全面塗装のやり替えをしたということでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ここに書いてあるやつが全てでしょう。補修って書いてるじゃないですか。プール槽を補修って、全部。じゃあ、何でここに入替えって書かないんですか。プール槽の入替えって。ホームページに載せた資料も全部そうでしょう。口で

言ったかどうか分かって。私は少なくとも、そんな言葉は一つも聞いてません。大型補修、それは聞いてるかもわかりません。でも、あなたたちが出した資料は全部補修じゃないですか。

それも、この前3月議会で言いましたけども、6億2,000万か何ぼ出てる概算書の書き方と、あなたたちが住民や議会に示した書き方が全部違うんですよ。要するに、項目の仕方が違うんです。前も3月議会でも言いましたけども。そこからしておかしいじゃないですか。5億4,000万の根拠はどこにあったんですか、今4億って言いましたよね。4億の根拠も何もないじゃないですか。いつから調査してるんですか。前回の3月議会の私の答弁に、基本的に調査のし直しはしないという答弁をしたんですよ。しかし、その中で一部何かで見直しますみたいな、何か最後のほうで言ったか分からない。それに基づいて、私が聞きましたよね、この議会が始まる大分前の5月に。今調査してますって言った、そのときはね。ほんで今の答弁やったら、要するに私が最後に言った、この質問の入替えでなく、本来の大規模改修でも何でもいいですが、改修でやった場合、幾らかかるんですかというのを今4億って初めて言ったけど、何の資料もない、途中ですって言ったやん。こんなもん膨らまそうと思ったら、何ぼでも膨らませられるんですよ。だから第三者にきちっと調査させなアカンですよ。あなたたちはうそをつくんだから。今うそなんか言ってないって、そう言ってるけど、それもうそですよ、はっきり。それは町長、認めなさいよ。あなたが指示したんかどうかは知りませんが、現実に誰が聞いたってこんなもんうそじゃないですか。それを認めないでね、どこを前向いて行きますか。ほかの施設も全部そんなことをされるんちゃうかと思えますよ、住民は。町の信頼度ゼロになりますよ。

こんな重大なことを簡単に、おかしいと思ったんだ。議会に廃止の方針というか、町として廃止にしたいというのを出してから1年もたたずに条例改正まで出してきたからね、何でそんなに急ぐのかなって。県に対する忖度ですか。何でそんなに急ぐんですか、すぐ壊すわけでもないのに。今はまだコロナやから、今年も営業しないっていうのは決めてるんだから。様子を見たってよかったわけや。それを早々とやね、議会の議決に持って行ってやね、何かすぐにも壊さなアカンような勢いだったじゃないですか。そこんところもおかしい。

ほんで、もう一つ聞いたのは、入替えも含めた概算を出すんだったら、入替えまでしなくても、一番経費がかからずに、どうしたら安全に運営できるかっていうのは、行政としては当然考えるでしょう。2本立てで当然出すのが当たり前じゃないですか。だから、要するに幼児プールはそれをして、ほんで九百六十何万で補修したわけでしょう。九百六十何万でできるということで補修し



たわけじゃないですか。それだったら、ほかの三つのプール槽についても、傷み具合をちゃんと一緒に調べたらええだけのことじゃないですか。そのときしてるはずでしょう、本当は。本来してないとおかしいんだ、行政としては。せやけど、その資料も何もない。ましてや、さっき言った概算書の資料って、誰が作ってどこがどうしたか、全然何も書いてないじゃないですか。日付も入ってないじゃないですか。だから、私は3月議会のときに、そんなに古くないもんだと思ってたのに、6年前やったわけでしょう、今から言えば。そんな過去のもんを出してきて、平気でちゃんとやりましたみたいなことを言ってるんやからやね、話にならんでしょうが。反省してるんですか。教育長、教えてくださいよ。副町長答えるって言ってるから、副町長教えてください。

○議 長

教育長。

○教育長

ただいま御指摘いただきました補修と、それから入替えという点でございますけれども、ウォーターパークを維持していくための大きなくくりは、私たちは改修という言葉でくくっております。その改修というのは、修理修繕、あるいは補修、入替え、取替えが全部類語になっておりますので、大きな問題はない、このように思っております。しかし、それらの言葉は若干こうニュアンスが変わってきますので、入替え、あるいは取替えというふうな言葉を記載していれば、このような誤解が生じなかったのではないかなど、このように考えております。今後、言葉の使い方には本当に十分吟味しなければいけないというふうに反省をしてるところでございます。

また、いろんな手続上、ずさんやというふうな御指摘も頂いております。私たちに御指摘いただいた点につきましては、資料を探したり、ヒアリングをしたりと努力をしてまいりましたけれども、議員が疑問に思っておられる疑問を払拭できるような資料に到達することはできなかった。これは非常に申し訳なく思っております。今後、会議録の作成や保管等には細心を払っていかなくちゃいけない、このように思っています。また、ここが大事なんですけども、今後、地域振興センターとの報告や連絡、相談、その機会を多く持つなどして、細部にわたって連携が必要だなど、このようなことも反省としております。

以上でございます。

○議 長

副町長。

○副町長

それでは、若干説明をさせていただきます。その5億4,000万の関係で

ございますけども、25メートルプールと流水プール、子どもプール、あとスライダーと着水プール、これがですね、FRPできておるということで、FRPのプール槽のそのFRPを撤去して入替えで見込むという、もともとはそういった計画であったと。これが大規模改修ということで想定したということでの見積りであるという、そういう理解をしています。議員御指摘いただいております平成28年当時の改修費を算定するためのメーカー見積り、これはですね、約6億9,000万の内容であったと。その後ですね、6億9,000万の中から過大であったというような項目を精査して、それを出した金額が5億4,000万と。このような令和3年2月の全協で説明をさせていただいたということでございます。

考え方ですけども、根本的にそのFRPを入れ替えるのか、それともそれを修繕するのかということでは、もう金額が大きく違ってくるわけです。当時は、何ていうんですか、そこまで実際に実施するかどうかというのを考えずに、フルスペックで大規模改修をするという、そういった想定で見積りを徴収していたということだろうと思います。その結果がこのような数字になったということで、内容につきましてもかなり大ざっぱなところもあるかなというふうに思います。

本来、公共工事については、第一にももちろん安全性であるとか品質というのは追求します。ただ、併せて費用対効果というのにも検討するというのは当然でございますので、これはプール槽については補修で対応できるというところについて入替えを見込んだという、そういった計画になったかなというふうに思っています。

ほんで、候補の選択ですけども、もちろんFRPを入れ替えるという選択肢もあるわけなんですけども、少なくとも補修の実行予算と比較をすべきであったということは言えますので、これは過大設計であると言われても否定できない。これはプール槽だけで言えばそういうことになると思います。ただ、ほかの工種で、先ほども部長が答弁しましたけども、計上漏れというのもございますので、その辺のところも含めて現在精査をしているということです。

当時、私も平群町のほうでお世話になっておったわけなんですけども、チェックする立場でありました。それができてなかったということについては、反省をしております。このことについては真摯に受け止めておるところでございます。

現在、FRPのプール槽、先ほど申しあげました五つのプール槽については、下地研磨、FRPの積層処理、それと塗装、これで対応するという想定での一つの実行予算、見積りを取っておるということです。設備関係と、あと管理棟

についても、若干、計上漏れのところがございますので、このようなことも含めてトータル的に数字を検証してる。あわせて、ライフサイクルコスト、これは今後20年間のイニシャルとランニング、どちらも算出をしているということでございます。

それと、いつからこの調査をしたのかという御質問がございました。これは3月の一般質問があつて、その後、年度が変わって、令和4年度になってから、私のほうが教育委員会のほうに指示して、再度検証すべきだということでもスタートさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

まず、教育長の答弁ですけどね、大型改修だからと。だから、プール槽入替えも含めて、全体で見れば改修だって、こう言いたいんでしょうけども、ここに施設ごとに書いてあるんだわ。ここにはね、これ、全体の改修経費でええですよ。じゃあ、何でここに補修って書くんですか。プール槽は補修って書いてあるねんで。そなん、だから詭弁なんですよ。ここがもう決定的じゃないですか、どう考えたって。この資料は、最後12月の議会で議決するまで同じ資料ですよ、5億4,000万。ずっと一緒だし。だからね、もうそんな詭弁をね、今、副町長からの話はそれは分らんことないです。それやったら、何で3月議会できちっとそういうことを言わなかったのかということが一つあるんですよ。終わってからやるって、おかしいじゃないですか。僕の答弁には、はっきりとしないって言ったじゃないですか。私は全体の最後に、5億4,000万っていうのは入替えが入ってるんだから、実際に補修というふうにした場合どうなるんだということを質問したときに、しないって答弁したじゃないですか、あのとき。ほんで、ちょっと今覚えてないけど、何かについてはちょっとやるとか言ったのよ、全部じゃないと思うんやけど、まあええわ。

ほんで、今の副町長の答弁ですけどね、それはそれで分かる。分かるけどね、じゃあ、なぜ2020年から廃止の方向で検討してるときにね、それをしなかったのかって。それは反省するって言ったけどやね、反省する前に、それをせずに廃止、条例を変えたわけやから元に戻しなさいよ、1回。もう1回初めから議論し直さなあかんじゃないですか。どっちみちコロナで営業してないねんから。おかしいでしょう。ほんで、慌ててですよ、住民から批判が出たらあかんかと思ったんか分らんけど、初日に出た三郷町との協定、協定はこれから結ぶんだらうけども、協定に基づく体育施設の条例改正をするわけでしょう。

何かやね、小手先みたいなことばかりやってやね、逆に言えば住民をばかにしてんのかっていうような話ですよ。

ほんで、耐用年数を言ってよ。耐用年数は27年か。平群町のウォーターパークは27年しか耐用年数がないんですか。今日さっき王寺町のうちの議員から電話がかかってきて、何の話かなと思うたら、なんか平群町はプールを廃止するらしいねっていう話になって、何でって言ったら、王寺もプールを廃止するらしいですわ。何年たってんのかと言うたら、37年って言ってましたけど。ほんで、もう古いし、三郷に協定を結んでもらって、三郷のウォーターパークを使えるように王寺もする予定なんですって言うてはったけど、どうなったか知りませんよ。だから、よそはみんな、近隣はみんな三郷に頼むのかとか思いながら言ってたんやけど。

どっちにしてもね、もう1回ね、副町長、今言ってるのは俺はそんでええと思うねん。でもね、反省してんのもそんでええと思うねん。それやったら、一から、さっき川西部長が4億って言ったから、多分、今概算でさっき出てないねや、それぐらいかかる見込みで今調査されてる。それだったら、ちゃんと町が頼んだ業者だけじゃなくて、透明性を持たせるために、要するに住民団体に詳しい人もいって、この前、町長に申入れもして、町長もいろいろ話を聞いてたと思いますけど、その人の知り合いもプールは専門家ですから、ちょっとそっちにも調査してもらおうというふうに、それだったら透明性が立ってね、それで、さっき川西部長が言うように4億ということになれば、今の平群町の財政ではどうなのっていうのは住民的に議論して、住民もそこまでかかるねんやったらもうしゃあないねってなんのか。でも、実際は町と違うとこで見積もってもらったら、いや、そこまでかからへんど。1億ぐらいでできるでってなったらね、1億でできんねやったら、あと十何年もたせられるんやったら補修しながらやっていきましょうかという話になると思うんですよ。それじゃあ、担当は副町長みたいやから、そういうのをしてもらったらどうですか。その点、それはどうですか。それと耐用年数を言ってよ。

○議長

教育部長。

○教育部長

耐用年数でございます。メーカー等に確認してる中では、適切にいろいろ維持管理をしていく中では、50年というのものもあるんですけども、いろいろ私どもの平群町のウォーターパークの中でも、土台というか、地中の中ですね、そっちのほうでも幾分か、もたないというプールもございます。状況に応じてということですけども、適正に管理した場合は50年というふうに聞いておりま

す。

以上です。

○議 長

副町長。

○副町長

先ほど検討することについて、最大で4億程度ということで、ちょっとこれはまだ今検討中ですので詳細は、ざっとした数字を、今日は議会ということで出してもらって、そのことを答えたわけなんですけども、最大でそのぐらいまでで収まるであろうと。もしくは、そのグレードによってはもう少し安く抑えることができる可能性もある。ただし、ランニングコストについては、その分かかってくる可能性があるという、それはいろいろあると思うんです。だから、もちろん2パターンとかぐらいは、最低そのシミュレーションはやっていきたいなど、このように思っているところがございます。

あと、議員御指摘の第三者に対するチェックですけど、これについては今御意見いただきましたので、改めて検討させていただくということでお願いします。

○議 長

山口議員。

○7 番

検討していただいて、ぜひそれはやってもらわないとね。透明性をやっぱり高めないと、1回こんなね、僕に言わせればでたらめなことをやって、ほんで今、副町長も反省の弁まで述べたわけですから、当然そういう透明性を高めるといってやっていただくと。今、検討するということなんで、今日はそれで結構ですけども、ぜひそれをやっていただきたい。

ほんで、耐用年数は50年でしょう。この前、3月議会でも指摘しましたけど、住民団体も指摘してますけど、高松のウォーターパークみたいな施設についてはですね、あそこは三十何年のときに1回大規模補修をやって、それも7,000万ですよ、大規模補修っていったって。やってそこから10年以上もったわけですよ。だから、平群町だって、本来ちゃんとしてればっていう言い方をしましたから、三郷のほうが古いのに三郷のほうがちゃんともってる。三郷町の補修費を全部ここ数年のやつをもらいましたけど、確かに結構お金がかかってます。それでもね、やっぱり1,000万までなんです。ほんで、平群町はこの間、教育長は振興センターとの関係も言いましたけど、要するにね、資料を全く教育委員会は保管してない。振興センターが管理してて、そこがちゃんと資料とか取って全部教育委員会に渡してるのに、それを全く残してない

っていう話じゃない。残ってないというか、どこへ行ったか分からんという話じゃないですか。ほんで、また振興センターにないかというて行ってるんでしょう。あべこべでしょう、普通は。そんな管理してるから、耐用年数の半分ちょっと超えたぐらいで、廃止を検討せざるを得んようになってるわけでしょう。その反省もあると思いますよ。もうそれは今日はええですけど。そこんところはちゃんと透明性を持ってもらうように、早い時期にその結論を出していただいて返事をください。

それと、3月議会で私があそこまで言ってるのに対して答弁はしないって言ってるのに、その後すぐしたんなら、当然私にも連絡してしかるべきじゃないんですか。こういうふうになりましたっていうのを。それをしないっていうのも私は不信ですね。私やから言わないんですか。完全な野党議員で嫌ごとはっきり言ってるから言わないんですか。おかしいでしょう、普通そなん。後から聞いた話ですけど、いつも。まあいいわ。この件については結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

そしたら、山口議員の御質問の大きな2項目めです。櫛原山林のメガソーラー開発についてお答えいたします。

1点目の洪水調整池建設に対する町の取組はについてであります。奈良県からは、30年確率降雨に対応できる仮設沈砂池の建設を事業者に指示されており、事業者から調整池計画が先日提出されたとのことです。奈良県では、でき得る限り早急に建設するよう指示されているとのことであり、平群町としましても、事業者に早期建設を求めてまいります。

なお、当初に施工されていた11か所の応急沈砂池については、構造上、洪水調整能力がなく、強度的にも不十分という奈良県の判断により、補強改修指示があり、5年確率降雨強度を満足する洪水調整能力を持たせて、構造を補強するための工事が実施されております。現状では、11か所の沈砂池のうち9か所の工事が完了し、残り2か所の工事に取りかかっているところであり、遅くとも今月末には完了する見込みとなっております。

2点目、町が管理する河川、水路への放流に対する協議についてです。事業地内の水路から事業地の下流水路への放流については、地元自治会の放流同意を確認した上で、令和元年9月2日付で水路管理者として同意書を出しております。平群町においては、下流域水路の流下能力や洪水調整池の能力について検証できる技術者がいないため、技術的な判断は奈良県河川課の審査に依拠するとの考えでありました。よって、特段、事業者との技術的な協議は行わずに

同意しております。その後、令和3年4月23日付で、町道西山麓線（フラワーロード）の道路構造物である4か所の横断管渠の接続について、道路工事施工承認申請書が提出されました。この道路横断管渠は、事業地のほかの水路の最上流部分となります。この申請が出された時点において、既に下流部分の水路の流下能力の計算に疑義がありましたので、道路工事施工承認は保留しております。そのような状況ですので、現在は改めて下流域河川・水路の放流協議には至っておりませんが、今後、開発許可申請が修正され、開発計画が判明した際には、河川・水路放流について、防災面を最優先として業者と慎重に協議してまいりたいと考えております。

3点目、集水面積が過小に計画されていたのではないかについてですが、これについては、現在施工されている沈砂池と開発計画の本工事における洪水調整池における集水面積の違いに関するのではないかと考えます。沈砂池における集水面積は、樹木伐採前の雨水流出量と比較して、現状における樹木伐採後面積（流出係数70）、重機用通路の面積（流出係数100）と残地森林面積（流出係数60）の合計面積から5年確率降雨で2,700立米の雨水流出が増加するとの計算により、合計6,000立米の雨水が調整可能である沈砂池を建設しているとのこと。開発本体工事における調整池計画の集水面積では、ソーラーパネル設置完成後の事業地内における残地森林、造成森林、通路や水路、ソーラーパネルなどの全体の集水面積に対して、雨水流出量を計算します。沈砂池計画とは集水面積の違いがあるものと思います。

また、事業地外の上流部分の集水面積につきましては、この部分の雨量を事業地内の調整池で受けるのではなく、上流の溪流からの雨水は管渠にて事業地の下流の溪流に放流するという計画であったと認識しております。よって、事業地外の集水面積は計上されていないとのこと。

いずれにしましても、今後、奈良県に対して修正された開発計画が提出されますと、詳細な雨水流出量が判明いたしますし、奈良県において慎重に審査されるものと考えますので、奈良県の審査、判断を待ちたいと考えます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

今あまり動いてないんですけどね、最初にも言いましたように、県のほうは伐採に見合った防災施設を造る、梅雨までにとにかくするって言ってた。もうすぐ11か所のやつが出来上がりますと、あれは今まで、要するに水を出すところがなかったのを出すようにしてるだけで、5年確率か何かでということな

んですが、実際はこれまでとあんまり変わらずですね、大雨になればそれ自体が流されるというような可能性もあるようなものですから、樁台とか下流域の住民にとってはですね、安心できるようなものではないんですね。それがやっと、県のほうも、この間、住民運動団体、平群のメガソーラーを考える会の皆さんが県のほうで話し合いをした中でですね、県が言ってるのは今答弁されたような内容で、ただ新たに30年確率の防災施設を造ることで、計画はもう県に事業者が出してきたという答弁でしたけども、それだったら一歩前へ行ってると思うんですね。この間、この問題については梅雨までって言ってたのが延び延びになって、本当に昨日、おとといから梅雨入りしましたけども、その中でですね、大雨が降らないことを祈るしかないような感じになるんですけれどもね。だから、本当は早くしないと駄目なんですけども、今県の話では、秋までに30年確率の防災施設を事業者に造らせるということをやっているらしいですが、一刻も早く必要だと。

それと、その防災施設についても、住民説明会をするっていうのがこれまでの約束でした。それについても、さっきの答弁で防災施設をこういうふうにするという工事案がまとまっているのであればですね、早い時期に住民説明会を開いていただくようにですね、県からも当然指導あるでしょうけども、町からも事業者と話をしていただきたいということはお願ひしておきます。

それから、要するに水路については平群町には技術者がいないから、県にお任せって、今言ったでしょう。河川課に任せって。でもね、最初の林地開発の許可申請は、河川課は何も見えてないんですよ。だから、あんな偽装が分からなかったんですよ、県の河川課は一切。だから、任せましたって言うんだったら、平群町から県の河川課に、平群町には技術者がいないんで、技術者の人を派遣してもらってですよ、ほんでこの資料でええのかどうかというのをチェックすべきじゃないですか。それを全部何もせんと、もう県に任せてるからということと同意を出したって、おかしいでしょう、本来。何ぼ技術者がいなかったって、その辺は慎重であるべきでしょう。

次の質問とも関わってきますけども、ちょっとあまりにもいいかげんでしょうって言うふうに言いたくなるわけですよ。技術者がいないのは分かっていますよ。だから、本当なら市なんかはどこでも一級建築士の方とか職員の中にいらっしやると思うんですが、平群町もそういう努力はすべきですよ。ほんで、一級建築士じゃなかったって、一定仕事としてやってきてるわけですから、本人が全部チェックできなかったって、そういう職員にいなかったって、その知り合いの専門家に見てもらってチェックするとかね。そういうことも今後考える必要があると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。



それと、集水面積のことを言いましたけども、私は今、部長が答弁した細かい数字を聞いたって全く分かりませんからそんなことはいいんですが、もともとの開発申請書、それから昨年2月に出された変更の申請書、この両方ともね、要するに、水が出る量の計算に計画地の上流にある山というか山林、その面積とか、それから残地森林が入ってなかったということが新たに住民団体の調べで分かったんです。それを県に指摘して、次はちゃんと出してもらうときには、それも含めて計算させますということになってるんです。ただ、さっきも言いましたように、水路、河川は平群町の管理ですから、そこは平群町が本当は基本的にはチェックしないと駄目なんで、今指摘したようなことは平群町としてもね、今後何でも県にお任せではなくて、こんないかげんなことをする事業者がいてるわけですから、そこはちゃんとやっていただきたい。その点についてだけ、ちょっと答弁いただけますか。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

まず防災調整池、あるいは沈砂池等の住民説明会ということなんですが、事業者のほうで関係する自治会には説明会を開くということで、その日程調整だとかを含めて、自治会にお伺いを立ててるということです。よって、自治会ごとに住民説明会をいつするのかとか、あるいは場所はどこにするのかというようなことは、事業者と各自治会で協議されて決められていくのかなというふうに思います。

水路の基本的な流下能力、流量、そういったものについては当然、集水面積が大きく関わってくるということです。事業地外の上流部分の集水面積に降った降雨についてはですね、直接、調整池に放流するのではなく、上流部分から事業地を管渠で抜けてですね、事業地の下流側に放流するというような計画でもあるというようなことはお伺いしております。調整池能力だとか水路の流下能力についてはですね、そうは言っても、庁内でなかなか検証できませんので、そもそも議員言われたように、奈良県の河川課のほうで、本来はきちっと審査されるということで町のほうでも考えてましたけども、あろうことか、住民団体の指摘があるまでそれに気がつかなかったというようなことがあったわけです。その経験からですね、奈良県についてもですね、これまで以上にかなり慎重に検証されているということです。

町としましては、任せっきりで何も聞かずに同意するというようなことは、今回思っておりません。奈良県とも、あるいは事業者にも十分な説明をしていただいた上で、なおかつですね、単に計算上の流下能力云々というだけではな

くてですね、下流域の住民の方がかなり不安に覚えておられる地域もありますので、そういった不安を払拭するような方法、ハード面でも考えていかないといけないかなと。町の管理する水路に放流するわけですから、水路の状況についてはですね、私どもで確認もしております。非常に水路として不安のあるような箇所もありますから、単に数値上でオーケーが出たということだけで同意をするということではなくですね、現状の水路の状況を見ながら事業者のほうで改善してもらえるところはやってもらうというようなことも含めてですね、今回はこれまでの経験に基づいて慎重に検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ただね、ほんまに梅雨で大雨でも降れば大変な状況も考えられるんでね、しっかりパトロールもしてもらってると思いますけれども、とにかく雨の状況、天気の状態もよく見ていただいて、予報なんかも見ていただいてやっていただきたいと。もう今となつては、今すぐ工事するわけにはいきませんから、秋にやるって言ってるのを信用するしかないんですけれども。いずれにしてもね、本当に人の命より金もうけみたいなことにならないようにね、ぜひしていただきたいということをお願いしておきます。メガソーラーの関係については、これで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、山口議員の御質問3項目め、山林や農地の盛土などの造成工事についてお答えします。

1点目の産業廃棄物が混入している事例があるが、この数年間の事例件数と内容、町としての防止対策についてですが、産業廃棄物が混入した盛土工事は、この6年間で6件判明しております。そのうち3件は奈良県が現地確認し、既に廃棄物が適正に処理されております。残りの3件につきましては、奈良県の担当部署と合同による現地への立入検査を行い、行政指導しているところがあります。町としての防止対策については、生活環境の保全及び災害発生の防止に資するため、土砂等の埋立て等による土地の改変について奈良県と緊密に連携するため、令和元年8月26日に奈良県及び平群町による協働監視に関する協定を締結しました。協働監視を行うことにより、土地の埋立てや掘削等の改

変行為に関し、無届事案や届出済み箇所での違反行為を早期に把握し、指導等の対応につなげ、継続的な監視を行うため、被害を最小限に食い止められることにつながると考えております。

2点目、廃棄物の撤去先は確認したのかについてです。奈良県の所管課である廃棄物対策課が、搬出先や産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）などを確認し、廃棄物が適正に処理されているか確認した上で許可されており、搬出先は田原本町の企業が経営する産業廃棄物処理場と聞いております。

3点目の北久安寺の太陽光発電所は造成工事に問題があったのではないのかについてです。接続先である既設の水路は、一部コンクリートで補強された水路で、埋設管に見合ったものであると考えます。また、造成後の地面が雨で洗掘されたか、地盤が緩んだことによりU字側溝より低くなり雨水がU字側溝に流れず、菊畑に流れたとのことですが、町として把握しているのは当時、のり面保護ができておらず、降雨により洗掘された土砂が側溝に詰まり、オーバーフローしたことにより、のり面崩壊が生じたものと考えます。また、U字溝の強度については、地盤の支持力にもよると考えますが、現状として沈下などがなければ構造的に問題があるとは言い難いと思います。今後、排水不良や崩壊などが発生しましたら、事業者には復旧等の指示を行います。いずれにしましても、事業者より紛争を解決することが許可条件でもありますので、そのように指導してまいりますし、町としましては、一定の解決がされるまでは事業の完了は認めないという立場でございます。

最後、4点目です。下流域に三度目の土砂崩れなどの危険性はないのかについては、昨年5月と8月の降雨により土砂崩れがあった箇所については、隣接地と紛争中であることや、事業区域内の行為は他法令に抵触するおそれもありますので、奈良県と連携して、事業者からの事業の経緯など調査を行っているところであります。先ほども申し上げましたが、土砂等による土砂の埋立て等事業の完了検査は、隣接地との紛争が解決するまでは事業が適正に完了したとは認められないため、現在も事業中となります。今後についても、事業地内の適切な管理について監視してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

順次質問しますね。まず産廃の件ですけれども、6年間で6件ということで、3件はもう既に解決してるということなんですけどね。それ全部がどうのこうのっていうわけじゃないですが、一つは、今日の午前中に稲月議員が質問した福

貴の農地造成、ここにも1回産廃が入って、ほんで県の指導で業者に出させたというのがありますよね。同じ業者がこの北久安寺でも、これはこの業者が産廃を入れたんじゃないでなくて、もともと産廃のあったところの土地を買って太陽光発電するということで、もともと違う人が盛土して、そこに産業廃棄物が入ってた。それを県の指導で出したという、もうこれも稲月議員が質問をこの議会でもしてますから、そういうことでしたよね。私がそこで聞いたかったのは、同じ業者、要するに福貴のやつで産廃を入れた業者、ここは複数回、県から指導を受けてますよね。こんな事業者ね、信用できるのかということなんです。この業者は町の仕事も請け負っておりますよね。そういう業者に対して、町はペナルティーとかをかけないんですか。ごっつい不思議なんです。違法って分かっててやってるんですよ。出したからええっていうもんじゃないでしょう。物を盗んで、その物を返したからもう何もないということじゃないでしょう。入れたということ自体がもう既に犯罪なんです。それを2回もやってる業者、町はずっと仕事させてるんですよ。何で厳しくしないんですか。そんな優しいから何回も同じことをやる。見つからなかったらそのままですよ。犯罪者に優しすぎるじゃないですか。だから、そこんことをまずどうなのかっていうのを答弁してくださいね。そんな業者は、まず指名停止1年とかするべきですよ、どれぐらいあれか分かりませんが。当然、町としてのペナルティーをかけるべきやと思いますんで、その点どうなのか。

それからですね、この前、最初の質問で言いましたように、稲月議員が質問して、要するに北久安寺の太陽光発電をやってるところから一旦出したのに、産廃が混じってるからということで、相手に受け入れられなくて、戻して隣か何か、北久安寺の太陽光の土地がどうか分からん、そこへ放り込んだっていう話をしたときに、議事録で載ってるんだけど、答弁がないんです、それに対して。それはそれで戻してきたやつはどこへ行ったんですかって。今の話だと田原本で処理したなんて言ってるけど。県も甘いからね、分かるでしょう。私が何回もずっと質問してた樫原の問題だって、もう何年になりますか。七、八年になりますよ。いまだ解決もせずにはほったらかしじゃないですか。パトロールだけしてるんかもわからんけども。質問したら、何日に見に行きましたっていう話をするけど、質問をせんかったらそのままじゃないですか。今は全く新しいのは入ってませんが、農地に土を積んだままなんです。そんなんほったらかしにしてるんですよ、県は。これはさっきの6件の中の解決してない3件になるのかもわかんないですけど、一つになるのか分かんないですけど。その辺ははじめを取ってきちっとしないと、平群の山が全部ごみ捨場になりますよ。だから、それはどこへ行ったか、それを教えてください。

それからですね、2回も崩れて、去年の5月21日に崩れたんですね、1回目。ほんですぐ補修して、町もこれで大丈夫って言ったらしいじゃないですか。これでそんなんもう崩れませんって言ったら、そこから3か月たたん先に8月13日のお盆にもっとひどい崩れ方したでしょう。これ、どういうことなんですか。町としてちゃんと補修したのを見届けて、これで大丈夫とやったんでしょう。言ったのに、また崩れた。

ほんで、もうついでに一緒に聞きますけども、U字溝は問題ないって言ったけど、普通はちゃんと工事する人に聞いたら、あんな小さいU字溝では駄目よと。ほんで、今最後に洗掘されて地面のほう下がってるっていうけど、実際下がってます、地面のほう。水は入りません、だから。もう洗掘なんかひどいもんです。あれ、下手したら太陽光のパネルの地盤が緩うなって飛びますよ、大風が吹いたら。そうなったら、人が触って感電したら死ぬんですよ。

それと放流先、東側のところに凶面ではなってますけど、既設管って書いてあるけど、既設管がどこにあるんですか。見ましたか、既設管。十分な既設管があるって言ったよね。十分な既設管がどこにあるんですか。見てますか、現場。既設管なんかないんですよ、全く。人の土地に垂れ流し。ほんで、まだ完成届は終わってないと言うたね。でも、1月31日から発電してるんですよ、知ってますか。今年1月31日からもう売電してるんですよ。看板に書いてますよ。ほんで、ここは工事業者は全く別です、それはええとして。ただ、土地を持ってた工事業者が工事して人に売って、その人がまた売って、今は淡路島の人があそこを持ってるんですよ。水は垂れ流しで隣の林に、ほんでそれがそっちのほうへ流れたのが、菊畑へ流れ込んだのと、もう一つ、東側の広域農道の間にはほかの民地があって広域農道ですから、そっちへ流れ込んでるんですよ。それ、補償もしないんですよ、その事業者。菊畑の補償もしなければ、隣の竹やぶとか林へ入ったのも補償しない。隣へ入った補償を何でしないかって言ったら、補償どころか、流れた土も上げない。境界が分からんからって言ったらしいですよ。境界が分からんて、境界が分からんでも、離れてはつきり人の土地って分かるとこのやつは上げるべきじゃないですか。そんなんもしてない業者。ほんで今は途中でしょう、何で売電できるんですか。工事が終わってなくても売電できるんですか。おかしいじゃないですか。ほんで、これは町の許可ですからね。まだ、これは太陽光の条例ができる前の要綱で指導して、さっき部長の答弁があったけども、協定を結んでますよね、事業者と。協定を結んで、近隣からそういう苦情があったら、きちっと対応するってなってるけど、全然対応してないじゃないですか。私が一番腹が立つのは、5月に崩れて後を補修したときに、町もこれで大丈夫って言って、そこから3か月たらずに崩れ

たということですよ。どういうチェックをしてるんだということになりますから、その辺、全部答えてください。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

後のほうの質問になりますけども、太陽光発電がされてるということと、盛土のこの事業が完了していないということは別の話で、要するに盛土の事業として業者から完了届が出て、それを受理したら手を離れることになりますので、今はまだ紛争が解決されてないということも含めて、盛土の事業が完了したとは認められないよという意味です。認めてないよということです。それと太陽光の発電をしてるっていうのとは、また別の話ということです。事業完了を認めたということになると、町の手を離れますからね。今後、何らかの指導をするというような根拠がなくなりますから、これでは完了として認められないということです。

事業者に対するペナルティー云々という話ですが、これには町の指名停止基準がございます。その中で規定されたものについては、当然、指名停止だとかそういったこともあるわけですが、業者の代表者が違法なことをして、逮捕されたとかいうようなことになると何か月の停止とかいう基準はありますけども、これについて今この状況で指名停止基準に合致するようなケースではございません。また、これまでのことですね、この事業者の方を犯罪者というようなことで扱うということでは、町のほうではそういう扱いをしてないということです。

産業廃棄物の搬出先につきましては、マニフェスト伝票というのがありまして、これでどこの処分場に搬出して処理されたかということが明確になりますので、これを県の廃棄物対策課が確認しているということでございます。

1回目ののり面が崩壊して業者が補修したと、補修してその状態は確認していると。それでいいとか悪いとかというよりも、復旧を確認したということです。続けて、また数か月後に崩壊したというようなこともありましたけども、それについても、例えば広域農道に流出した土砂とかの撤去はさせましたけども、隣接地に流れ込んだ土砂については、菊畑の土砂については撤去して、その際、補償についてもですね、一度補償もしたというような話を聞いております。それ以降についてはですね、まだ菊畑の所有者と、あるいは山林の所有者と紛争の解決に至ってないという状況はそのとおりでございます。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 7 番

要するに、あの太陽光発電の造成工事そのものに瑕疵はないって町は見てるわけですか。私がさっき最初言った国土交通省のマニュアルというか、指導と比べればですね、あまりにも緩いと。その点で、町は当然図面を見て許可を出してるわけだから、それについては全く業者には瑕疵がないということですか。そこは町はどう見てるんですか。これ、図面が出てるじゃないですか、町のほうにもこういう図面が出るわけでしょう。こういう盛土工事しますっていうのを。それを見て町は許可してるんでしょう。専門家がないのに、こういう出してるやつを全部チェックしてるんでしょう。僕らは見たって分かんけど。

ほんで、さっき私が言ったのは専門家に聞いた話で、モルタルが30ミリしか敷かれてないところにU字溝が設置されてると。普通は栗石とか砕石とかを下に敷いて、その上に、栗石は100ミリやから10センチ敷くっていうふうになってるけれども、それをしてないじゃないかという、図面から見てですよ。それと、集まってきた水をU字溝から流して東のほうへ流すんだけど、既設管につながって書いてあるけど、既設管はないじゃないですか。そんなん何で許可したんですか、既設管もないのに。既設管がないとこ、現場も見てるでしょう、図面だけじゃなくて。図面には既設管って書いてますよ。でも、既設管がないんですよ。確認したでしょう、それ、現場を見てるんだから。だから、東側の民有地には垂れ流しなんですよ。既設管って、業者が蛇腹みたいな黒いやつをばーっと垂れ流してますわ。どこへ行くんですか、あのまま土に入って、そのまま広域農道へ流れるんですよ。そんなん町が許可してるんですよ。町に責任はないんですか、全く。こんなん認めたほうがおかしいんじゃないんですか。それで2回も土砂崩れを起こしてるんじゃないんですか。町にも責任があるじゃないですか。人ごとみたいに言わんといてくださいよ。町には全く瑕疵がない、ほんで放流先は全部つながってるんですね、間違いはないですね、部長。

○ 議 長

観光産業課参事。

○ 観光産業課参事

ちょっと何もかも一緒くたに話をするとですね、わけが分からなくなるんですけども、町としても、その図面を見てですね、実際、隣接地に、例えば管渠で垂れ流しをしているようなところもあって、それは後から判明したんですが、そういったところについては解決するように指示もしています。ただ、解決に至ってないということもあるんですが、それと水路というのは何か所か放流先があって、方角でいうと東、北ぐらいの方角の部分については放流先の水路があ

るといふところです。

問題になってるのは、管渠で隣接の山林に垂れ流しになってるようなところがあると。それについても、町のほうで指導しているということです。ですから、問題がある部分については、町の責任として業者に指導もしてるということです。

水路、U字溝なんかもですね、当然、沈下したり、閉塞したりというようなことがあったら、これも答弁してるとおり、町の許可事項として指導、指示するというのが町で責任を持ってやっていくということです。別に他人ごととして扱ってるのではないので、事業の完了を認めていませんし、引き続き指導してるというところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

完了を認めなかったらそんでええんですか。既に2回も土砂崩れを起こしてるんですよ。完了を認めてないから町の責任がないっておかしいでしょう。向こうはもう工事が終わったつもりでいてるんですよ。もともとあの土地は、最初事業を始めたときは盛土した事業者が持ってたんですよ。でも、そこからもう1回、間が開いて持ち主が2回変わってるわけです。誰に指導するんですか。おかしいじゃないですか。ほんで売電もしてる、だから違いますって。じゃあ、あした見に行ってくださいよ。全部つながって、町の指導どおりやってるのかどうか。全部指導どおりやらせてくださいよ。そうでないとまた崩れますって。絶対崩れますって。おんなじことなんですから、ほんで補償もしないんですよ。むちゃくちゃな業者じゃないですか。それで迷惑を被ってるのは、畑をってる人と隣で山林をってる人じゃないですか。ましてや、町道まで流れてきたわけでしょう。昨日も今日も雨降ってますよ。すぐ見に行ってくださいよ、それやったら。ほんで指導してください。工事途中だったら指導してくださいよ。工事途中だから、まだ終わってないから、その間に2回も崩れてんのにやね。それも産廃を入れてる業者が工事したんじゃないですか。2回もやったところが。悪質でしょう、はっきり言って。犯罪者じゃないって、まず産廃を入れた段階で犯罪です。ただ、それを犯罪者として刑事責任を問われてないだけです。指導に対してちゃんと撤去したというから。それだけのことで、一旦犯罪は犯してるんですよ、それは。指導に従ったから、そういう逮捕とかになってないだけであってやね、2回もやったら悪質でしょう、分かっててやってるわけやから。もうあれもこれも一緒にする気はないですけど、これ以上言いませんけど。あしたでも今日でもすぐ見に行ってください。ほんで、今の梅



雨で崩れないように、本来のあれをさせてください。崩れたら、あんたのこの責任やで全部って。やってくださいよ。そんなん認めてたら町も責任を負わなあきませんよ。1か所はつないでるって、つないでないところがあるのを知ってるんじゃないですか、それやったら。垂れ流ししてるんですよ。そんなこと許せるんですか。もう一事が万事そんなことでね、島野参事、もう答弁はええよ。おんなじことばかりや。もう理屈なんか要らんねん。とにかく、それが民家やったらどうするんですか。人の命に関わるんですよ。悠長なことを言うてんと、これが終わったらすぐ見に行ってくださいよ、ほんで指導してください。これから雨はどんどん降るんですから。町長、よろしいですか。

何や今回、町長は一切答えませんが、昨日から一般質問は一切答えませんが。誰も町長に答えろと言っていないからかもわかりませんが。どうなんですか、人命に関わる問題ですよ、こっちも。そんなんでええんですか。盛土条例は、副町長が担当課長のときでしたが、厳しくしてもらって、それはそれでええことなんです。最初にできたのは、私が議員になる前にできてますから、盛土条例は奈良県でもっていうか、全国的にも平群は早くできたんですよ。柏原の事例なんかも調べてやったっていうのは、元議員の岡田さんからも聞いてますし、だからええこともいっぱいやってるんだけど、今はあそこはとにかくああいう道ができるといっぱいそういうことが起こるから、町が毅然とした態度を取らないと、きちつとならないんですよ。だから、そこだけちょっと部長でも、町長でも、副町長でもいいですけど、答えてくださいよ。ちゃんと毅然と対応すると。今、私が指摘したやつは、全部改善させてください、早急に。そうじゃないとおかしいでしょう、認めたのは町でしょう。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

ですから、確かに2回ほど崩れたと。事業完了を認めてないから知らん顔してるんじゃないんです。崩れたから指示して復旧もさせたわけです。事業を完了させてないから知らん顔してるわけじゃないって言うてるじゃないですか。そんなことは言うてないですよ。だから、それは指導してます。もちろん、まだ解決に至ってない部分もありますけども、解決に向かって町としても指導していくということです。

現地についてもですね、見にも行ってます。その都度、業者に対しても指導するんです。ただ、その個人同士の紛争についてはですね、当事者間での解決というのが第一義的に必要です。それはそれで解決するよという事で指示してます。

また、放流先についてもですね、度々協議なり、指示なりしてるわけです。今後についても災害が起こらないように、そういうことで業者にも指示をしていくと。そのために、事業完了としてはそれは認められませんよということで、事務としてはそういう手続をやってるということです。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。じゃあ、指示に対してどういう態度を取って、改善は相当されたんですか、してないんですか。さっきも言ったように、1月31日から太陽光発電としては稼働してる。もちろん工事が終わってないっていうのは今の言い分で分かりますけども、でも稼働してて、向こうはもうそれで金もうけしてるわけです。さっきも言いましたように、洗掘でU字溝より上になってるんです、土より。だから、水はU字溝に入らない。

もう一つは、何か所か別に二、三か所、外から見たって分かるんですよ。垂れ流しなんですって。放流先に水路がないんですよ。それは指導してるんでしょう。指導して、何で全然前へ進まないんですか。町はなめられてるんですか。ほんで2回も。去年から今年まで今のところはないですけども、でもこれからですよ、崩れるとすれば。だから、そこんところを言ってる。早く改善させなさいよ。三度目が起こりますよって、だから言ってるんです。私は民間の係争に町が入れて言ってるんじゃないんですよ。今のままやったら3回目が起こりますよっていう話もしてるわけじゃないですか。だから、そうならないように指導してるんでしょう。指導してても、相手は何もせんかったらまた崩れるじゃないですか。それだけでもいいかげんな業者じゃないですか。町の指導なんか何も聞いてないじゃないですか。初めから放流先もないのにやってるわけですよ。人の土地に勝手に水を流してるんですよ。そんな業者に、まともに警察にもちゃんと言ってすぐに工事せんとおかしいだろうというふうにしないと駄目です。行政処分だってできるでしょう。法律的にその辺は詳しくないですけども。そこをちゃんとやってください。指導してるというたって、全然何も改善されなかったら意味ないでしょう。もうあんまり言いたくないですけども、だから町長に答えてくださいって言ってるんですよ。すぐ見に行って、すぐ改善させてくださいよ。町の指名業者でしょう、工事をやったのは。もう参事、答弁はええって。同じ答弁になるから。町長か、副町長が答えてくださいよ。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

御指名も頂かなくて、答弁させてもらって申し訳ないんですが、何もしてないって、そういうことを言われるんですが、例えば崩壊した際にのり面に保護がされてないということで、のり面を覆う保護シートを貼らすとか、あるいは土のうを積ますとかいうような、そういう指導もしています。それは業者のほうで対応もしております。

また、管渠についてもですね、管渠を延長させるとかいうようなことも含めて、その都度指示したことについて業者のほうでもやってる部分もあります。ただ、一部その放流先が他人地の中に入って、その先が水路に接続されていないというところについては、土砂が崩壊したときに、その隣接地の中にですね、土砂が大分入って、それもあるんで、その隣接地の中に放流する管渠をふせるということが、今のところは紛争中でできないということもあってですね、その放流先について、なかなか選定できないというような状況もあります。ただ、降った雨はどうしても下流に流れていくわけですから、そこでその雨がですね、特に事業地から出てくる雨が水路とかで集水されたものが下流側に流れる、それを管渠とかで適切に下流域に放流して行って、どこかの既設の水路につながることが必要なんですが、なかなかその管渠をつないでいく隣接地と、いまだ紛争しているということで、物理的になかなかその選定ができない部分もあります。ただ、そこら辺はやっぱり紛争解決しながら手だてをしていくということが必要だということも、町のほうでも認識しております。

今後とも、例えば土砂の流出とかがありましたら、当然それを撤去するなり、水路が破損すれば補修をすとかいうようなことは指示もしますし、今までも一定業者のほうでも指示どおりのことをしております。今後とも、そういう形で指導は続けたいというふうに思います。何もしないうもりではありませんので、そこら辺のことは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

もう最後にしますけど、菊畑ですよね、一番被害を受けたのは。菊畑って私も知りませんでしたけども、土砂が崩れて土砂が菊畑に入った、それを上げたらそんでしまいじゃないんですって。菊って花ですから、これは僕が言うより皆さんのほうがね、副町長とかも詳しいだろうと思うんですけどね。要するにね、土砂が入ってしまうと病気とかが入ってくるから、水とかが入ってくると。そしたら、その1年だけじゃなくって、次の株も全部あかんようになるから、それだけの被害では済まないらしいんです。ほんで、家にそこに住んでるわけ

じゃないですから、毎日行ってる時期ならいいですけども、行ってないときに後から聞いてやるということになると、被害もまた大きくなるわけですよ。紛争はそういうこともあるんですけど、それは町は関係ないにしたってね、でもそういう被害も受けるんですよ。家に土砂が入って、人がけがしたり、亡くなったりするっていうのも、それはもっと大変ですけども、農地の場合、土が入って上げたから終わりじゃないということも含めてね、いろんな意味で被害を受けるっていうことがありますから、その辺も含めて。

ほんで、さっきもちょっと言いましたけども、太陽光の場合、下があそこは洗掘ですごい緩んできますから、パネルが飛んで、結構遠いところへ飛んでですよ、例えば知らない子どもが触ったりしたら感電死する場合だってあるわけですよ。だから、そんな悠長なことを言っていないで、まだまだ時間がかかりますみたいなことを言っていないで、水が垂れ流しでも何でもそこは別にしたって、すぐ崩れ、洗掘になってるとことかそういうところはですね、U字溝より地面のほうが低くなるとことかはすぐに補修させるべきです。ある程度水が流れるように。それ以上降ったら、もうあのU字溝じゃ全然役に立たないようになるらしいですけども。だから、そういうことも含めて、町としては指導しないと、まだ工事途中で認められないと言うんだったら、口を酸っぱくして言わないとやらないですって、金のかかることなんて誰も。そうでしょう。だから言ってるんで、今、参事が言ってることも分からんことはないけども、行政がそれやったら人ごとなんです。被害を受けてるほうはたまらんわけですよ。すぐ金なんて、裁判して勝ったって、それは時間がかかるわけでしょう。町だって広域農道に水が流れて、土砂が流れたりするわけじゃないですか。被害に遭った人の立場も考えてあげてくださいよ。だから、きちっと法律にのっとった工事をちゃんとしてたって、最近では想定外の災害が起こるわけでしょう。それをちゃんと国土交通省の基準もやってないようなことをあなたたちは認めてですね、それは別に法律的に大丈夫なんだって言うなら、そうかもしれない。でも、どんどんどんどん洗掘されて、U字溝に水が入らんような状況に今なってるにもかかわらず、指導してますって言ったって、ほとんど直してないじゃないですか。ほんなら毎日ほど直さなあかんのですよ、あれ。雨が降ったらすぐ直しに行かなあかんようなとこばかりですよ。そこんところを言ってるんですよ。町長、それは分かってくださいよ。何も私は町が全部やれって言ってるわけじゃなくて、業者にしたらもう終わった話になってるわけですよ、何ぼ町がまだ終わったって認めてないって言ったって。だってもう銭もうけしてるんですから。そうでしょう。何ぼそんなん言ったって駄目ですって。もうこれ以上言いませんけども、どっちにしたって、これもすぐに指導してください。相

手はたちが悪いですよ。たちが悪いんやから、でも町の指名業者やからよく知ってるでしょう、相手のことも。ちゃんと話をすれば分かるでしょう。しないこともないでしょう、全然よその人じゃないんだから。そこはちゃんとやってくださいね。町長が答えてくれないんだったら、もうこれで終わりますけども、一言、町長、ちゃんとやりますと言ってもらえますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

山口議員のほうからいろいろ御指摘を頂きました。今、参事より答弁がありましたように、隣接地との係争中のことはありますけども、町といたしましても、業者に適切な管理をするように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午後3時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時08分)

再 開 (午後 3時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号1番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○1 番

発言番号10番、議席番号1番、岩崎真滋でございます。6月議会、最後の一般質問、頑張って締めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、先般通告いたしました4項目について質問させていただきます。

1 項目め、水素社会に向けて平群町の取り組みについてでございます。

水素は、多様な資源から製造できるため、国内での製造や海外からの資源の調達先の多様化を通じ、エネルギー供給、調達リスクの低減に資するエネルギーと言われていています。また、水素は再生可能エネルギーによる水の電気分解や、化石燃料と二酸化炭素の貯留・再利用技術を組み合わせることで、カーボンフリーなエネルギーとして活用可能と言われていています。カーボンニュートラルの実現に向けて、発電、輸送、産業といった幅広い分野の脱炭素化に資する水素。2050年カーボンニュートラル実現に向けて、国は水素をつくり、運び、ためて、使う取組を世界に先駆けて推進しています。水素社会に向けて、平群町の取組についてお聞かせください。

2 項目め、信貴山 i センターについてであります。

お客様の料金支払い方法の多様なニーズに応えるために、電子マネー決済を導入してはどうでしょうか。

3 項目め、道の駅の駐車場について、2 点お尋ねいたします。

1 点目、他府県からのお客様にも、道の駅の第 2 駐車場を分かりやすくしてはどうでしょうか。

2 点目、駐車場全体を広げる対策などがあれば、町行政のお考えをお聞かせください。

4 項目め、平群の自然を生かした政策についてでございます。

平群は、緑豊かな美しい自然、歴史や文化など多彩な地域資源に恵まれています。こうした平群の魅力を生かしながら、コロナ禍からの復興を目指したまちづくりを進める必要があると考えます。そこで椿井城のハイキングコース、これは昨年 12 月の一般質問でも取り上げさせていただきました。椿井城のハイキングコースや、蛍が集まる河川の整備など今後の取組として町のお考えをお聞かせください。

以上、4 項目、答弁よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、岩崎議員の 1 項目めの 1 点目の御質問にお答えいたします。

水素を身近なエネルギーとして活用する水素社会の実現に向けた様々な水素利活用への取組が進められております。水素には、コスト、経済性、安全安心に関する社会受容性、インフラ整備状況など、解決すべき課題もあります。また、自然界から採取できる天然資源でないため、製造、貯蔵、輸送、利用に至る水素エネルギーの一連の流れ（供給連鎖）を構築することが必須です。安価

で安定的に水素を供給するシステムが必要で、効率よく経済的に利用する用途も限られますが、関連する技術開発は進展しつつあります。活用例としては、燃料電池自動車や家庭用燃料電池に使われる燃料電池があります。近年、地球環境を守る取組が世界中で進められており、環境に優しい再生可能エネルギーとして、脱炭素化に向けた水素利用の動向や事業化の進展に、平群町としても注視してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○1番

答弁ありがとうございます。今のところ、町行政では具体的な取組というのはなされていないということですが、今後、平群町は5年先、10年先、いろいろ少子・高齢化の課題がたくさんある中で、この水素エネルギーというのは課題を解決できると言われております。よく新聞でスマートシティということもよく言葉を聞くと思うんですが、脱炭素エネルギーの最適管理を主眼に置いて、例えば見守りカメラ、安心安全な町を実現するとか、ロボットやドローン、荷物の配送とかにも生かされると言われております。医療、介護、遠隔医療やICTを活用した健康増進にもつながると言われております。水素を使って、スマートシティを目指す平群のまちづくりにもつながってくるものかなと思います。環境設備ですね、まだまだ追いついていないということですが、今後もそういった国とか企業とか連携できたらなというふうに、また町行政の柔軟な対応もお願いしたいなと思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員御質問の2項目め、信貴山iセンターについてお答えいたします。

信貴山iセンターは、NPO法人信貴山観光協会が管理・運営しておりますので、同センターに確認しましたところ、現在は現金のみの取扱いとのことであります。コロナ禍以前、外国人観光客の訪問が多いときは、電子マネー決済などについて問合せが多く、その導入を検討したということでしたが、外国人観光客の減少や、訪問者が来られるお寺ですね、年配の方が多く電子マネー利用の声も少なく、導入を見送ったと聞いております。ただし、本年10月より国の入国制限緩和で外国人観光客の受入れも再開されており、外国人観光客が以前のように増加した場合は導入を再度検討したい、そのようなことであり

ます。

以上でございます。

○議長

岩崎議員、マイクをもうちょっと近づけてください。岩崎議員。

○1番

ただいま答弁がありました。コロナが落ち着きつつあるということで、外国人の方も今後増えるであろうということのを予測して、電子マネー決済を検討しているということですので、前向きな御意見いただきましたので、この件に関しては、これで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きます。岩崎議員御質問の3項目め、道の駅駐車場についてお答えいたします。

第2駐車場への案内看板は、168号バイパスから第2駐車場へ進入する交差点と、その交差点から南北約100メートル離れたところの2か所に両方の走行車線に設置していますが、より分かりやすくするにはどのような対応が可能であるか、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、駐車場全体を広げる対策ですが、新たな用地確保とか財政負担を伴うことから、現状としては相当困難と考えますが、今後、利用者の動向を見て検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

他府県から初めて来られたお客様にも見えやすくというところ、実際ちょっと現場4か所を見て歩いたんですけども、見て歩くとはいっきり分かりやすいなというのがあるんですけど、車で見るとやっぱり通り過ぎてしまうのかなというところが、やっぱり課題があるのかなと思われました。まずは、車両とか歩行者の交通の支障にならない、これがまず一番やと思いますので、安心安全に来ていただくということが大事やと思います。これはこれで結構でございます。

2点目、駐車場を全体的に広げることは可能かなというところなんですけども、現状は難しいと。具体的にどうでしょうか、どういったところが難しいか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長



事業部長。

○事業部長

駐車場の広げる対策、今現状は困難と申しました。当然、駐車場というのは、店舗の前とか店舗に近接するところにあるのが一番使いやすいと。現状は道の駅の建物の前にありまして、第2駐車場が離れている。歩いて来られる方にとっては特に問題ないんですけども、車で来られて、第1駐車場が満杯のときは第2駐車場に回ると。そのときには、車をぐるっと回って降りて道路を横断すると。そういうような面で、ちょっと遠いというか、心理的な面から第2駐車場のほうに回られる方もちょっと少ないのかなというふうな気がします。駐車場全体を広げるということですけども、当然、用地確保ですね、用地買収なり、賃貸借ですか、そういうようなこともございます。あまり遠いところで用地確保してもですね、利便性の問題とかもございますし、当然、財政負担がどれぐらいかかるのか分かりませんが、できるだけ近くで確保できるのがいいんですけども、周りを見たときにですね、農地とかがまだあるかと思えますけども、いろんな交渉とかも含めて様々な問題も出てきますので、現状は困難ということで御理解をお願いいたします。

○議長

岩崎議員。

○1 番

ありがとうございます。現状の課題、祝日、休日の混雑具合も把握をしているというところで、はっきり課題が出てくるということで、今後はいい方向に進めるように、柔軟な行政の対応をお願いしたいと思います。この件は以上でいいです。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、岩崎議員の4項目めの平群の自然を生かした政策についての御質問にお答えいたします。

平群町は御存じのとおり、東西を山々に囲まれ、町の中心を竜田川が流れ、古来より平群谷と呼ばれ、緑豊かな地域資源が残る町でございます。議員お述べのように、ハイキングや神社仏閣への観光など、より地域がクローズアップされており、これをニーズの高まりと捉え、椿井城跡へ登るハイキングコースについては、地元の方々と協働で倒木や路肩の崩れなどの整備を行い、地域資源の維持管理を行っています。また、上庄ホテルの里公園では、住民活動により、蛍が集まる河川の整備などの取組をさせていただいております。竜田川につ

いては、竜田川まほろば遊歩道整備構想に基づき、桜の夜間のライトアップやこいのぼりの掲揚など、様々な取組を行っているところでございます。今後におきましても、地域住民と連携し、平群町の地域資源の魅力を最大限に生かしながら、平群町に訪れた方々に自然に親しんでもらえるような施策に取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

答弁ありがとうございます。地元の方々と協働で、ボランティアの皆様にも大変御苦勞をかけて、道の整備とか河川の整備をされているということは、大変感謝申し上げます。なかなかできないことだと思います、大変な作業だと思いますので。ただ、やはり樺井城を登ってみると、なかなか険しいなど。お年寄りが歩くには危険というほどでもないですけども、もうちょっと足元がしっかり踏ん張れるような、少し階段状にできればなというところはすごく思います。財政が大変厳しいですので、予算をつけるっていうのも大変難しいことだと思います。ただ、安心安全にハイキングを楽しんでいただけたらなというところが、その1点につきます。今後とも、この課題をどうやって乗り越えたらいいか、私も知恵を絞りたいと思います。また、行政にも大きなチェーンソーを持って倒木もいろいろお願いしてる部分もあります。今後ともよろしく願いしたいなと思います。

以上で一般質問を終えさせていただきます。

○議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時41分)